

70年代におけるタイ農民運動の展開

— タイ農民の政治関与と政治構造 —

なら
村 嶋
英 治

はじめに

- I 71年革命と訴願
- II 73年学生革命と民主化運動
- III 74年耕期前中部タイ農地紛争の激化
- IV タイ国農民連盟の結成
- V 農民連盟の活動
- VI 農民連盟運動の衰退
- VII むすび

解を助けるため必要な範囲内において経済的社會的背景について説明を加えた。

I 71年革命と訴願

1971年11月17日、タノーム元帥を長とする革命団はクーデタを実行した。革命団は「1968年憲法」と国会、内閣を廃止し、全権力を掌握し、全国に戒厳令をしいて国民の政治活動を禁じた。

この法律的に「革命状態期」といわれる革命団司令部による独裁の時期は、72年12月15日に「72年臨時憲法」が公布され、これに基づき国会議員、内閣が任命されるまで、タイ政治史上異例に長く続いた。しかも「革命状態期」が終了した後も、旧革命団メンバーを閣僚とするタノーム内閣と任命制国会が生まれたにすぎず、国民の政治活動も引きつづき禁止されていたから、基本的権力構造には何の変化もなかった。

1. 社会的危険人物取締本部設置と訴願

革命団による独裁の状況下で、革命団は人民と政治エリートをつなぐ伝統的チャネルとなってきた人民からのRong Thuk (以下訴願と訳す)に対する救済を重視し、これをもって革命団の権力の正統化に役立てようとした。

訴願 (Rong Thuk)とは、「1949年訴願法」(Phra-racha Banyat Ryang Rong Thuk)によれば、「他人の行為によって苦痛(Thuk)を受けた者、あるいは公務員によって損害や苦痛を受けた者が、総理府の訴願委員会に提訴し、救済を求めるこ

はじめに

政党、議会、司法制度といった政治構造が未発達なタイの政治システムの下で、農民は農村における矛盾にどのような政治的解決を試みるのであろうか。すなわち、タイ農民はその利益実現のためにいかなるチャネルと手段を用い、いかなる組織を形成したか、またこの背後にある政治意識はどのようなものであるのか。本稿は70年代における農地問題をめぐるタイ農民の運動について、以上の点を明らかにしようと試みたものである。

ここで扱う農民運動とは、1971年革命以後、73年学生革命、76年統治改革、77年革命を経て、79年半ばまでに起こった中部タイ没落中農の旧所有地回復運動、北タイ小作農の小作料引下運動、全国のいくつもの地点での公共地占有農民の所有権獲得運動およびダム貯水池水没農民の建設反対運動である。

10年間にわたる事実は煩瑣ではあるが、類書がないため、本稿では全国各地の運動ができるだけフォローし詳しく記述することに努めた。また理

る」。訴願委員会はこれを受け裁定を下し、首相に処置を求める。

この規定にあるように、訴願は公務員の権力濫用を訴える場合の他に、民事的紛争の場合にも用いられている。また、この法律による訴願の他にも、地方官庁や中央官庁に対するこの種の請願も訴願といわれており、実態的には訴願とは、「官僚や社会的有力者の不当な仕打ちにより、不公正、不利益を受けた法律知識や訴訟費用をなく人民が、より上位の権力者に救済を求める」ということができる。

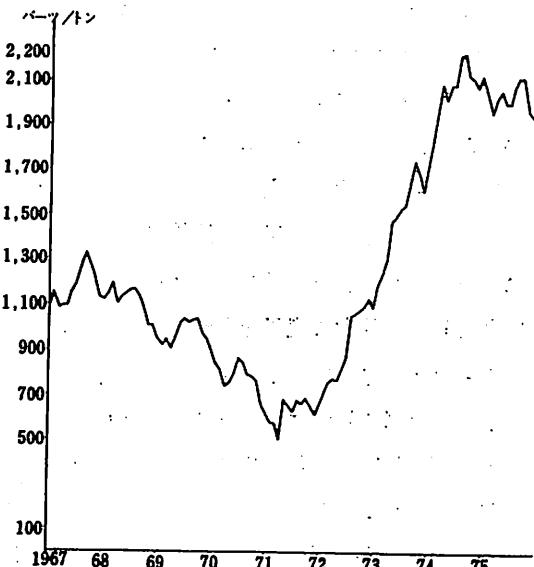
このような訴願制度が存在していたが、政府は従来訴願に十分対応してこなかった。しかし71年革命後の72年7月26日タノーム元帥は、自分の息子であり革命団司令部国家安全維持部の副部長の任にあったナロン中佐を、社会的危険人物取締本部の責任者(Phuamnuaikan Prabprom Bukkhon thi pen phai to Sangkhom)に任命し、革命団に寄せられた訴願の処理に当らせることにした。

ナロン中佐は、同本部設置の背景を、「地方人民から正義を求める訴願が多数革命団司令部に寄せられている。信頼できる者を派遣し、社会的危険人物を捜査し逮捕せねばならない。これら社会的危険人物の一掃は臨時憲法公布前にやりたい。というのは革命状態時には、革命団の権力により事件の捜査処理が即断即決にできるからである」(注1)と説明し、国民の訴願に革命団が即断即決で対応できる革命状態期が、いかに国民の利益にかなっているかを強調した。この取締の対象となる社会的危険人物とは、汚職官僚、脱税者、徵兵忌避者、「不道徳的に人民を搾取するナーアイトゥン(資本家)」(注2)であり、中でも農民を脅迫したり騙したりして土地を奪う金貸ナーアイトゥン(Nai Thun Genku)は、その中心的対象とされた(注3)。

革命団が訴願に積極的に対応するようになると、訴願しても担当官に握りつぶされ不満をうつ積させていた農民は、「革命団は人民を見捨てない」ことに元気づけられ、訴願件数は増加した(注4)。

この時期に負債に関する農民の訴願が増加した要因としては、革命団が積極的に対応したという点をまず挙げねばなるまいが、負債そのものを増大させ紛争を生み出した要因としては、1970/71作物年における異常な低米価が注目される(第1図)。この年の米価は1931/32作物年の低米価と並び称せられるほど低かった(注5)。これにもかかわらず、のちに見るように農民運動に参加した者の多くは、この低米価について言及せず、洪水干ばつによる生産量の絶対的低下を負債の原因にあげている。農業生産が不安定な地域においては、生産物価格よりも生産量自体がより大きな負債の要

第1図 生産者別価格の変動(全国全等級平均)



(出所) NESDB編『米』(1977年) 第38表より作成

(原資料は農業経済部の『農業経済ニュース』)。

第2図 タイ国の統治構造(70年代)

憲法		71.11.17	72.12.15	74.10.7	76.10.6~10.22		77.10.20~11.9	78.12.22	
憲法	68年憲法	なし (革命期)	72年臨時憲法	74年憲法	なし (革命期)	76年憲法	なし (革命期)	77年臨時憲法	78年憲法
内閣	タノーム	なし (革命団司令部)	タノーム	サンヤー	セニー	クリット	セニー	ターニン	なし クリアンサク
任命	166人	なし	299人	100人	なし	340人	なし	360人	225人
国会 民選	219人	なし	なし	269人		なし		301人	
	71.11.17 (⁷¹ タノーム元帥)	73.10.14 学生革命	75.1.26 第11回総選挙	76.4.4 第12回総選挙	76.10.6 大革家改 (サガット改)	77.3.26 革命失敗	77.10.20 チャラート ト革命失敗	79.4.22 革命大將	第13回総選挙

因なのであろうか。

2. KTPの設置と農民の集団訴願

1972年12月15日臨時憲法の公布により、革命状態期が終了し、革命団が解散すると、革命団司令部の一機関である社会的危険人物取締本部も解散し、その任務は公務成果監査委員会(Khanakamakan Truat le Tittam Phonkan Patibat Rachakan, 略称 KTP)内の訴願委員会に統合された(注6)。KTPは1972年9月の行政機構大改革によって新設されたもので、1972年12月以後捜査逮捕の権限を与えられ、また臨時憲法第17条の首相大権発動時の実施機関として、強大な権限をもつにいたった。

タノームKTP委員長(首相)は、KTPの第1の任務は汚職の撲滅にあると強調したが(注7)、KTPの華々しい活動がみられたのは、1973年6月以後の「米危機」といわれた米価高騰と米不足の時期における米統制の面においてであった。特に1973年3月2日、KTP副事務局長に任じられた前社会的危険人物取締本部長のナロン大佐は、

KTPの実権を掌握して米政策全般に介入し、経済界における自己のグループの拡大を図った。このため学生革命後、ナロン大佐がKTP権限を使って私利を図り、多くの商人や人民を苦しめたという批判が高まり(注8)、KTPは解散された。

しかし、学生革命前においては、KTPは困苦する農民には全く別のイメージで受けとられていたことに注意せねばならない。すなわち、困苦する農民の「寄る辺」(Thi Phyng)というイメージとしてである。ナロン大佐は副事務局長になると、「KTPの取締対象目標は全国の商利を搾取するナイトウンと汚職官僚である」と強調した。ナロン就任後KTPに対する訴願は急増した(注9)。

耕作期を前にした1973年5月頃になると、農民のKTP訴願の中には、農民が集団でKTP本部に上京してくるケースも見られるようになり、中でも5月31日にはピチット県の3郡の農民120人が、金貸ナイトウンに土地を騙取されたと集団で上京してきた。8月になると、押し寄せてく

る多数の訴願について調査することが KTP の中心業務になった^(注10)。農村でも、ナーアイトウンに苦しめられている農民の中に、「寄る辺」KTP に対する期待が高まり、「いくつかの県では『KTP 本部に訴願すれば政府が農民に代って負債を弁済してくれるか、ナーアイトウンに土地返還を強制してくれる』といううわさを流布する自称僧侶や村長が出現した」^(注11)。

このように71年革命後、統治者が積極的に訴願に対応したことによって、従来農村内に留まっていた農民とナーアイトウンの争いは中央に持ち込まれるようになり、この時期に1974~75年の農民運動の指導者たちも育ってきたのである。たとえば、中部タイ農民の旧自作地取り戻し運動の中心的指導者になったチャイ・ワントラクーンは、1971年に革命団司令部でナロン中佐に初めて高利で田を奪われたと訴願した^(注12)。またラヨーンのチャムラット・ムアンヤームは、開墾した土地の権利をいつのまにかナーアイトウンに奪われていたと1970年以来政府に訴願してきた^(注13)。

(注1) *Sayam Rat*, 1972年8月18日, 8月19日。

(注2) ナーアイトウン(Nai Thun)とは資本家といふ意味であるが、地方都市や農村に在住し、商業、金貸業、不動産業などを営む者もナーアイトウンとよばれる。彼らの中には県・郡庁などの官僚や村長など公職についている者もある。1959年サリットによって土地所有規模の制限が撤廃されてのち、ナーアイトウンの土地集積は加速的に増大していると目されている。土地を集積したナーアイトウンは、地主的ナーアイトウン(Nai Thun Cao Thidin)といわれる。1970年代における中部タイの農地紛争は、新興ナーアイトウンと農民の争いである場合が多い。本稿ではニュアンスが伝わる適訳がないので公文書や農民自身がナーアイトウンと表現している場合そのまま使った。

(注3) *Sayam Rat*, 1972年8月7日, ナロン中佐インタビュー。

(注4) Ibid., 1972年8月19日。

(注5) Ibid., 1972年8月22日, 73年8月17日。

(注6) Ibid., 1972年12月8日。

(注7) Ibid., 1973年2月8日。

(注8) Ibid., 1973年10月20日, 10月29日, 74年3月25日。

(注9) Ibid., 1973年5月11日によると72年10月から73年4月までのKTPに寄せられた訴願件数の合計は1143件で、この内訳は公務員の権力濫用・汚職に関するもの50%, 金貸ナーアイトウン関係25%, 土地紛争25%, その他5%である。

(注10) Ibid., 1973年8月28日。

(注11) Ibid., 1973年10月1日 KTP事務局長談。

(注12) *Prachathipatai*, 1974年11月25日, および週刊*Prachachat*, 1974年9月9日号のチャイのインタビュー。

(注13) *Sayam Rat* 1979年8月6日のチャムラットのインタビュー。

II 73年学生革命と民主化運動

1972年12月革命団が姿を変え、タノーム内閣が成立した。この独裁政権に対する批判は、1973年4月のトゥンヤイ事件(政府高官による禁猲区での密猲事件)の発覚や、6月以後の米危機や石油危機により著しくなってくる諸物価の高騰という状況下で、学生・新聞・在野政治家・経済界の一部に急速に高まった。

学生勢力は、1972年11月30日「反日本商品週間」の最終日にその成功を祝するデモを行なって、政治的力量を顕在化させてきたが、1973年6月21~22日にはラームカムヘン大学生の退学処分に抗議して、7大学の学生2万5千人が民主主義記念塔の周辺にて抗議集会し、政府に処分を撤回させるまでに成長した。この集会を契機として、恒久憲法を要求する運動が組織化され、「憲法要求グループ」が発足した。このグループが街頭キャンペーンを開始した1973年10月6日、キャンペーン中の11人が逮捕されたことが、学生革命の発火点とな

った。内乱罪とされた13名の釈放を要求する学生民衆の集会デモは、10月8日から首都で始まり、全国のほとんどの県庁所在地でも同様の集会デモが開かれた。10月13日タノーム政府は、全国11大学の学生自治機関で構成されるタイ国学生センター（略称 NSCT）の要求を容れ、無条件釈放を行なった。しかし集まった学生市民の一部は帰宅せず、14日早朝、群衆と警察隊との間に衝突が生じ、さらに軍の一部が出動した。この衝突は拡大し、10月14日タノーム内閣が辞任し、さらに15日夕刻タノーム国軍最高司令官プラパート国軍副最高司令官兼警察局長およびナロン大佐がおののその職を辞任し、国外退去をするまで続いた。

この学生革命によって、14日サンヤー・タマサクが首相に任命され、「国王の賜わった政府」が成立した。タノーム時代の国会も、12月16日国王によって解散され、国王に任命された2347人の国家会議のメンバーが国会議員を互選した。第1次サンヤー内閣は1974年5月22日に総辞職するが、その後再び第2次サンヤー内閣として発足した。

1. 地方における民主化運動

学生革命の成功には、地方都市の学生たちの集会デモも一定の寄与をなした^(注1)。10年間にわたったタノーム政権が崩壊したことで、地方においても諸々の既成権威への服従が揺らぎ、多くの地方で学生や民衆による教師・県知事・郡長・警察幹部などの追放を要求する集会デモが頻発した。たとえば1973年11月11～26日の半月の間に、30県以上で48件の抗議集会デモがあったが、その内訳は教育機関に向けられたもの24件、県庁幹部の追放18件、県知事の追放2件、市長追放1件、米価高騰への抗議3件であった^(注2)。抗議集会やデモは今やファッショング言われるようになり、至るところでさまざまな抗議がおこり、学生運動をま

ねた演説をし、どこでも成功をおさめた^(注3)。政府は地方におけるデモの続發に驚いて、自肅を求める声明（11月20日）を発表する一方で、デモ参加の民衆を刺激しないようその要求の多くに応じた。

これらの集会デモは、首都から地方遊説に出た民主主義宣伝の諸グループの活動によって一層刺激された。「憲法要求グループ」は1973年11月初「民主主義のための人民グループ」（略称 PDG ティラユット・ブンミーが代表）に改称し、民主主義思想普及を主目標として、地方で民主主義宣伝の演説会を実施した。その会場には会場ごとに1万人以上の民衆が参集した^(注4)。また11月24日NSCTの活動家グループによって結成されたタイ国自由学生連合（Sahaphan Naksyksa Seri haeng Prathet Thai：初代委員長はセクサン・プラサートクン）は、民主的統治の基礎勢力として、学生・人民の結社を重視し、地方における民主主義宣伝を開始した^(注5)。

2. 「農村に帰る」計画

学生たちの地方活動は、地方都市レベルにおける民主化運動を超えて、農村における民主主義宣伝に発展していった。

NSCTは、学生革命後直ちに「総選挙前に国民に民主主義知識を与えるよう最大限の努力をなす」と発表した^(注6)が、これはまず1973年12月10日から1カ月間、全国45地方都市での憲法資料展として実現し、さらに1974年1月になると「農村に帰る」(Klab Su Chonnabot) 計画案が具体化した。この計画はNSCTと政府との共同プロジェクトとなり、政府側は大学庁の民主主義宣伝推進センターが担当した。この計画は、①高等教育を受けた学生に農村の人民の眞の生活実態をみせ、郷土に帰って開発しようという意欲をおこさせる、

②農村の人民が政治的に目覚め、自己の権利と利益を表明するように刺激するとともに、問題解決に人民が団結して対処すべきことを教える。③選挙の重要性とどのような人物を選ぶべきかを認識させ、の3点を目的とした。活動方針としては、政治的中立を保つこと、人民に演説したり訓練したりするのではなく、農村で人民と生活をともにし、仕事を助け暇をみつけて意見を交換し、民主主義思想を伝達することを定めた(注7)。

全国各地の大学および教育・農業・工業の専門学校・短大から募集された志願学生は、1週間ほどの訓練をうけ、北タイ7県では3月8日から1ヶ月間、中部、東北、南タイでは4月1日から1ヶ月間の間、全国550カ所の各拠点(全国各郡に1カ所の割合)に8人づつ派遣され、「農村に帰る」計画に従事した。

村民には、志願学生は政府が諸問題解決のために派遣してきた者と理解され(注8)、村民はナイトウンや地方官僚の不法に関する多数の訴願を志願学生に寄せた(注9)。これらの訴願に対し、志願学生たちは村民の立場にたって解決に努めたので、村民の学生に対する期待は高まった。一方、訴願で訴えられた地方官僚や有力者にとって、学生は「新時代のKTP」と映った(注10)。

計画を終えた志願学生の各班長は、5月3~6日に成果についてセミナーを開き、①人民は自分の土地がないので苦しんでいる、至急土地改革をすべきだ。②共産匪は官僚が権力で人民を抑圧することから発生している。などの結論を出した。

この計画を通して、学生は農村社会の諸問題特に農村における貧困と不正の深刻さを体験し、彼らの視野は農村へも広がっていった。一方農民は学生によって自助のための団結の重要性を刺激され(注11)、また強力な「寄る辺」としての学生を發

見したのである。

(注1) 10月13~15日をピークとする地方都市の集会デモは参考文献[7]のpp.55-146に詳しい。

(注2) *Prachathipatai*, 1973年11月28日、内務省の集計による。

(注3) *Sayam Rat*, 1974年2月3日の論説。

(注4) *Prachathipatai*, 1973年11月7日、11月21日。

(注5) Ibid., 1973年11月25日、12月29日。

(注6) Ibid., 1973年10月22日。ただしNSCT執行部内は学生革命後10月13日の指導責任問題、機構改革問題などで意見が分裂し、11月18日執行部が辞任した。12月8日ソムバット委員長が再選されるまで、NSCTの活動は滞っていた。

(注7) *Sayam Rat*, 1974年3月2日、*Prachathipatai*, 1974年2月26日。

(注8) *Prachathipatai*, 1974年5月10日。

(注9) *Sayam Rat*, 1974年4月16日、4月28日、*Prachathipatai*, 1974年4月26日などは訴願の内容を詳報。

(注10) *Sayam Rat*, 1974年5月26日の論説は、いくつかの県では公務員も志願学生に適應せねばならぬほどで、学生は間接的には訴願委員会であり、ある場合には身のほども忘れてKTPのごとく振舞った」と批判。

(注11) *Prachathipatai*, 1974年4月21日。NSCTの中途検討会の結論。

III 74年耕期前中部タイ農地紛争の激化

1. KSSの設置

KTP廃止により、サンヤー内閣は、KTPに代わって負債関係の訴願を受ける委員会、負債関係訴願審査委員会(Khanakamakan Sobsuan tam Kham Rong khong Rasadon Kho Khwampenthem kiawkap ryang NiSin: 略称KSS)の設置を、1973年12月11日の閣議で決定し、12月23日総理府令によって委員を任命した。この総理府令は、KSS設置理由を「いくつもの県の多数の人民が負債関係で公正(Khwam pen Tham)を求める訴願を政府に行な

っている。金銭貸借契約、土地の買戻約款付売買 (Khaifak) 契約、抵当契約、負債承認状の作成などにおいて、金貸ナイトウン (Nai Thun Genku) が法定以上の高利を要求したり、欺罔による利益を貪ったり、あるいはその他の不当な方法を用いるので、人民が苦しめられ債務の弁済が不能になり、それで耕地や宅地の名義移転を強制されるケースが多数おこっているのである。……KSSは、政府関係諸機関に問題解決のための検討および援助をさせるというやり方で、負債の調停および苦しむ人民への援助を行なう」(注1)とのべている。

実際、訴願した農民は次のような問題で苦しんでいた。

その第1は、買戻約款付売買（以下カーライフーク）(注2)契約において、ナイトウンが弱い立場の農民に、①実際に借りた額をはるかに超えた額（元本プラス高利）を買戻額とすることおよび②買戻期間を1～2年という短期間にすることを強要することである。たとえばナコンサワンからの訴願農民リンは、1万バーツをナイトウンAに借りる時、44ライ（7.04ヘクタール）(注3)の地券を担保としてAに渡し、利子は糲5 kwian（約5トン）(注4)/年とした。利子を3年間計15 kwian 払ったが、4年目にAはリンにカーライフーク契約を結ぶことを求め、買戻額は3万4000バーツ、買戻期間は2年間とされた。リンは4年目5年目と計11 kwian の糲を払ったが、結局買戻せず、44ライの土地はAのものとなった。つまり1万バーツを借りて5年間に約26トンの糲（1トン=1000バーツとすれば2万6000バーツ）を払い、44ライの農地すべてを失なったのである(注5)。同じくナコンサワン県の農民で1974年3月から6月までの上京訴願の指導者であるタウイー・シーソンクラームは耕耘機を買うため、郡内のナイトウンBから1

万バーツを借り、担保として40ライの農地のカーライフーク契約をした。買戻額は1万7000バーツとされた。タウイーは糲4 kwian/年を利子として払ったが、2年後にBは郡土地事務所の役人の協力をえて所有権を移転し自分のものとした(注6)。このようにカーライフーク契約では、期限内に買戻（実際は債務の弁済）されないと、自動的に所有権が債権者に移転するので、債権者は抵当契約よりも好み、ある場合には、弁済期限が迫ると故意に姿を隠して弁済を受けず、所有権を獲得するというケースも見られる。ナイトウンは所有権をえると、旧地主たる農民に小作料を要求したり、居坐る旧地主を不動産侵奪罪として訴え、警察の力をかりて追い出すのである。

第2の問題は、ナイトウンが契約書を偽造することである。契約書にナイトウンが水増した額を書き込み、4000～5000バーツ借りたのが、契約書では1万バーツになっていることはよくあることである(注7)。この他にもナイトウンが農民の文盲や法的無知につきこんで、農民が理解できない契約書に署名や押印をさせ、これをもとに預ったNS 3（土地利用保証書）を自分名義の地券にかえたり、預ったSK 1（土地占有通知書）を測量後NS 3にし、その後所有権をえたりするケースも相当ある。

第3の問題は、一般的な高利である。1万バーツ借りただけが10万バーツの負債になることも珍しくない(注8)。たとえば初代タイ国農民連盟委員長チャイ・ワントラクーンは、米が収穫できなかつたので5000バーツを借り、担保としてNS 3を渡した。1年目に糲5 kwian、2年目は干ばつで返済できず、3年目に糲5 kwianと豆800バーツ分を返済したが、ナイトウンに残り1万バーツを請求され、返済不能で土地をとられた(注9)。

このようにナイトウンに土地を奪われている農民は中農であり、彼らは一挙に土地なし農に転落しつつあった。彼らは数年かそれ以上前に所有地を喪失し、現在は旧所有地を小作している者が多かった。彼らにとってナイトウンがカーライフアーケ契約、欺罔、高利によって所有地を奪うことは「不正」(Mai pen Tham)な騙取であり、KTPさらにKSSに訴願してきたのである。

KSSは、1974年1月14日訴願の最も多いナコンサワン、ピチット両県に調査団を派遣し、調停活動を開始し、2月10日からはピサヌロークとペーチャブーン両県に調査団を派遣した^(注10)。

1974年3月末までにKSSに寄せられた訴願は、約9000件に達した^(注11)。5月7日サンヤー首相は閣議で「KSSへの訴願は中部7県（ナコンサワン、ピチット、ピサヌローク、ペーチャブーン、アーントーン、スコータイ、カムペーンペート）からは1万999件で、このうち調停が成立したのは3058件」と報告した^(注12)。さらに6月4日のスティーキーKSS委員長の発表では、中部9県（先の7県にスパンブリー、プラチンブリーを加える）から、KSSに1万2843件の訴願があり、調停が成立したのは3629件であった^(注13)。このようにKSSの調停活動は訴願農民の期待に反した。それはKSSが当事者間の合意をめざす調停のみに終始したためで、「ナイトウンは呼出日に出頭しなかったり出頭しても高い価格を要求し」^(注14)調停が成立しなかったのである。このため訴願農民に欲求不満が高まっただけでなく、中途半端なKSSの調停は、かえって訴願農民とナイトウンとの紛争を激化させる原因となった。つまりKSSに訴願した農民に対し、ナイトウンがいやがらせとして、旧所有地（現在はナイトウンの小作地）から追出し、新しい小作人を入れるなどしたためである。

2. 訴願農民とNSCT

KSSへの訴願は、中部タイ北部のナン河ヨム河流域の米作地帯であるナコンサワン、ピチット、ピサヌローク各県の米作農からのものが多くた。これらの地域では、1974年6～7月の植付期を前に農民とナイトウンの紛争が激化し、これは農民の上京によってますます加速された。

まず1974年3月25日、ナコンサワン県の3郡の農民300人が首相官邸に訴願し、1974年耕期のための耕地を、政府がナイトウンと交渉して農民に与えるよう求めた。彼らは従来の訴願とは異なり、「帰っても耕地がないから仕方がない」と首相官邸前に寝泊りして、強硬に政府の援助を求めた。彼らは3月28日タータゴー郡の農民タウイー・シーソンクラームなどに率いられて、首相官邸前から国会までデモをし、翌29日にはサナムルアン（王宮前広場）に移動し、集会を開き、人びとに農民の苦しみを訴えた。この5日間にわたるナコンサワン農民の訴願には、政府が調査員を派遣すると約しただけで具体的な成果はなかった。

この訴願で農民が行なった数日にわたる泊り込み、集会デモという形態は、学生革命後全国に広がったスタイルであるが、この段階では訴願農民は、いまだ学生団体との直接的関係は求めなかつた^(注15)。

4月30日、ふたたびこのナコンサワン農民の代表17人が上京し、彼らは対政府訴願でのNSCT委員の同席を頼んだ。この申し入れが、NSCTが没落中農の旧自作地回復運動に直接かかわる最初の契機となった。

5月7日には、ナコンサワンの農民に加え、ピサヌローク、ピチット、ペーチャブーンの農民が上京し、4県の農民約300人^(注16)が首相に訴願した。彼らは、KSSや首相に訴願した農民とナイト

第3図 農民運動の活発な地域



トゥンの間に、両者に死者がでるほどの争いが生じていると訴え、政府の援助を求めた。サンヤー首相は、これらの農村での治安維持と調停のために、中央の警察局員を派遣することにし、5月8日警察とともに農民を地元に帰した。この調停活動にはNSCTからも役員が参加した。

3. 農村における争い

NSCT役員の調停参加によって、調停は訴願農民に有利に進行した。しかし学生の介入による訴願農民の失地回復は、複雑な問題を惹起した。その1はナイトゥンたちがすでに新たな小作人を

決めており、新小作人が耕作に着手しつつあったことによって、新旧の耕作者間に激しい争いが生じたことである。ナイトゥンたちは新小作人（自分の親類や雇人が多い）を支援して、これに武装させ、農地に立入る訴願農民を脅迫した。これに対抗して、訴願農民は学生とともに武装のための銃の所持を警察局に求めた（注17）。

その2は、ナイトゥンに「騙取」された農地は、その後善意の第3者に転売されているケースが多く、この第3者から訴願農民が旧所有地を取り上げた問題である。このため善意の第3者たる農民もまた首相に訴願することになった（注18）。

5月21日サンヤー首相が辞意を表明すると、この機会をとらえてナイトゥン側は学生の介入に反撃を開始した。彼らは旧自作地を回復した農民を警察を使って不動産侵奪罪として逮捕させたのである。この逮捕を逃れたナコンサワンの農民50人が5月25日NSCT本部に現われた。

中でもナイトゥンと訴願農民の対立が激化したのは、ナコンサワン県タータゴー郡である。同郡には5月初めNSCTが訴願受付所を開いて、必ずしも法律によらず人道的道德的面を考慮した調停（注19）（実際はナイトゥンへの強制）を行なったが、農民と紛争を有する約30人の同郡のナイトゥンたちは団結して手下を使って訴願農民を脅迫した（これらナイトゥンは一人当たり10件以上の紛争の当事者）。このため同郡では、訴願農民のうち1974年の耕作を断念し他業に転じた者は、炭焼になった者71人、木挽7人、出稼40人、その他69人にのぼった。一方、頑強にナイトゥンとの闘争を続ける訴願農民の中には、「1974年耕期も迫ったので、政府が至急解決しないなら、ナイトゥンを皆殺しにするか、森に入って匪賊になる以外ない」という主張もあらわれた（注20）。

4. 首相大権の発動

中部諸県の事件の激化を防ぎ、農民を救済する当面の政策として、首相の立法司法権をみとめた臨時憲法第17条に基づく措置（首相令No. 32/2517）が6月4日発表された。

首相の法律顧問団は、4月半ばより、裁判による農民救済は証拠が不十分な訴願農民に不利であり、超法規的首相大権の発動により解決すべきだと提言していた^(注21)。5月7日閣議は、「当面の問題としては、苦しんでいる農民に今耕期の耕地を与えることが緊急である」という認識の下に、首相大権の発動を原則的に決めた。これが5月27日サンヤーが再び首相に任命されたのち、6月4日に発表されたのである。

同令^(注22)は農民問題発生の原因として、①脅迫や欺罔など不正な方法によって貧困な農民から土地所有権を奪っている者が存在すること、②米価高騰の情勢下で小作できないほどの高率小作料を強要する地主が存在することの2点を挙げたのち、「政府が抜本策をとるまでの間小作を続けさせるよう地主に交渉したが、地主は協力しなかった。地主のこの行為は公序良俗を脅し國家の経済的安全を破壊するものである。」と述べ、このために以下の7項を命じた。その骨子は、（第1項）74年耕期に耕地を与えることができるよう、農民援助委員会を設置する、（第2項）この委員会は、73年に耕作した農民とその地主を呼出し、合意のために交渉すす、すでに地主（あるいは新小作人）が耕作を始めている場合は補償する。（第3項）もし地主（新小作人）が委員会の要請を容れない場合でも、①73年に農民が小作していた、②地主が不正に小作人をやめさせた、③未だ誰にも小作させてないか地主が新小作人と共謀している、の3要件をみたすなら、委員会は職権で農民に小作させる

ことができる。（第4項）第3項の措置で解決しない時は首相に報告せよ。（第5項）農民側の無知や不利益を承知しながら、債権者が不正な方法を使っていることが判明した場合、首相に報告し命令を受けよ。（第6項）委員会は尋問、召喚、捜査、押収ができる、（第7項）委員会活動を妨害したり第6項の命令に反する者は、逮捕拘禁して首相の命令を受けよ、であった。

農民援助委員会は、総理府行政監査官を長とし、設置県の知事、副知事、KSS代表、警察局代表、NSCT代表、県検察官、警察署長、郡長の9名で構成され、訴願の特に多かった6県8カ所（ナコンサワン県はタータゴー郡、ムアン郡の2カ所、ピチット県はバーンムーンナーク郡とターパーンヒン郡の2カ所、ピサヌローク県ワントーン郡およびペーチャブーン県、カムペーンペート県、アントーン県の各ムアン郡）に設置された。また委員会を助ける15名の審問員（KSSから5名、警察局から5名、NSCTから5名）が各委員会ごとに任命された。

この8農民援助委員会は、6月15日から15日間の予定で活動を開始した。しかしその活動は発足後直ちに困難に逢着した。6月18日タータゴー郡とバーンムーンナーク郡の委員会から、19日にはワントーン郡とターパーンヒン郡の委員会から、NSCT代表委員が辞任したためである。この辞任理由は次の3点である。第1は首相令が73年に耕作した者で74年の耕地を失なった者のみを救済対象としたため、それ以前に耕地を失なった農民は救済されなかった、さらに、3月以後ナイトウンとの闘争で回復した旧所有地分までも、ナイトウンが委員会に不動産侵奪罪として訴えたためかえって失なわざるをえなくなってきたこと、第2は政府側委員が首相令第5項にあるようなナイトウンの不正摘発をやらず、調停のみに固執し

たこと、第3は政府側委員が旧債務・小作料交渉の調停に応じないナイトウンに、首相令第3項の強硬措置をとらなかったこと、である。たとえばピサヌローク県の訴願1400件中、82%は73年以前から旧所有地を耕作していないケースであった^(注23)。またタータゴー郡委員会の政府側委員は、ナイトウンの家に宿泊し、審問中でもナイトウンにはどこにでも行くことを認めた。ここではNSCT代表の学生たちは、農民の家に泊って団結の重要性や奪われた農地をいかに取戻すかを説明したが、政府側委員はこれを秘かにテープ録音し、学生は共産主義者だと中傷した^(注24)。このように農民援助委員会内で、NSCT代表委員と政府側委員との間に激しい対立が生じた。政府側委員には、「学生は、法的正義によらず誰でも貧しい者が先ず助けられねばならないと主張して、法律以上のこととを委員会にやらせようとしている」と見えた^(注25)。一方学生には、調停のみに固執し、ナイトウンを強制しない政府側委員の態度は、ナイトウン寄りと見え、また首相令自体が救済対象者を限定しているので、委員会に在任することは、かえってナイトウンを利すると判断して辞任したのである。

首相令が、73年に耕地を有した者で74年の耕地を失なった者のみを救済対象者したのは、政府が訴願農民の多数は73年以後の米価高騰を契機とする小作料改訂紛争が原因で小作地を追わされた者であると判断したためで、政府は多数派と想定した彼らに当面小作地を与える、複雑な法律関係を有する土地所有権問題については今後の課題とする方針であった^(注26)。

しかし8農民援助委員会には、小作地を求めるためではなく「不正」に騙取された旧所有地の所有権回復を求める訴願が多数寄せられたのであ

る。しかも73年以前、ある場合には10数年前の問題について農民が訴願してきたのである。サンヤー内閣は、農民の旧所有地取戻し運動のエネルギーを軽視していたと言えよう^(注27)。

5. 中部12県の農民上京

首相令の発動によっても救済されなかつた訴願農民たちは、学生委員が辞任し引上げると、その後を追うように次々に上京してきた。

6月24日ナコンサワン県タータゴー郡などの農民500人が首相官邸に訴願し、首相が全員に会うよう求めた。この日各郡代表が集まり各人の訴願内容を集約して7項目の要求を決めた。翌25日はこれを3項目にし、続々上京してくる他県の訴願農民にはかったのち共同で政府に提出することにした。この日はアントーン、ペーチャブーン、スパンブリーからも農民が上京した。この夕方、農民たちは集会場所を首相官邸前から自由学生連合に導かれてサナムルアンに移した。26日にはピサヌローク、ピチットなどの農民も加わり、サナムルアルに集まった訴願農民の数は1500人以上となった。この中には老人が多く目についた^(注28)。農民は各県各郡代表により次の対政府6項目要求を決めた。

①政府は困苦農民全てに今耕期の小作地を与えよ。農民がかつて所有権を有していた土地はその農民に耕作させよ。②土地所有権喪失調査委員会を設置し、ナイトウンによる騙取が判明した場合は、その全ケースについて徹底的措置をとれ、③利息を調査し、法定利息プラス元本を超えて農民が返済している場合、農地を農民に返還せよ。これに該当しない場合でも政府はナイトウンから買取り、農民に公正な価格で割賦販売せよ、④耕地をもたない農民に恒久的耕地を分配しろ、⑤訴願中ナイトウンが係争地を転売することを禁

じよ、⑥新設委員会の裁定を最終のものとしナイトウンの上訴を禁じよ(注29)。

6月27日、12県農民代表とNSCT代表は政府側の農民政策の責任者プラコープ副首相(25日の閣議で設置された農民援助中央委員会長)に会い、6項目要求に基づいて交渉した。副首相はこの要求をほぼ全面的に認めた。農民代表はこの回答に満足し、合意事項が副首相の署名をつけて文書で公表されることを待った。しかし、副首相はスティーKSS委員長のメモをラジオ放送し、その内容を文書にして渡すという欺瞞的なやり方をとった。農民代表は副首相への不信を表明した。翌6月28日農民代表とソムバットNSCT書記長は副首相に会い、6項目を承認し文書化し署名をするよう求めた。一方副首相側は5項目の逆提案を行なった。この5項目提案に農民代表は合意し、サナムルアンに戻り、副首相署名の合意文書を農民に配布した。副首相自身も、サナムルアンの全訴願農民の前でその内容を説明した。これで今回の集会は終了するかにみえた。ところが演台に上った自由学生連合代表は、政府の5項目提案は不鮮明な点が多く、農民は解散すべきでないとアジテーションを行ない、農民を5項目に合意すべきでないという意見に傾かせた。農民代表は協議し、政府との合意を取消し、さらに要求を続けることを決めた。

訴願農民を支援してきたNSCT、自由学生連合、PDG、ホテル労働者協会(テートプーム・チャイディー会長)サムットサーコン県織維労働者協会(プラシット・チャイヨー会長)など9機関は、28日午後から深夜まで協議して、農民の公正(Khwam pen Tham)を求める闘争を団結して支援し続けると決定した。しかし副首相と農民代表との合意成立に努めてきたソムバットNSCT書記長とカノック副書記長は、6月29日朝、自由学生連合のやり方は

農民を指導しようとするもので、人道的立場から農民援助に携わってきた彼らの立場と相容れないとしてその地位からの辞任を発表した(注30)。両者の辞任後、NSCT書記長代行に社会主義者のウイラット(注31)が選ばれた。6月29日夕刻ウイラットは9機関代表として農民代表とともにサンヤー首相と交渉し、6項目合意事項を結んだ。これは先の5項目を詳しくしたものでその内容は、①政府は以前所有権を有していた土地を農民に耕作さす。もしその土地を善意の第3者が耕作している場合政府はその近くの土地を与えるか大土地所有者から土地を買上げ、BAAC(農業・農協銀行)協力で割賦販売する。これらの措置で74年耕期の耕地を困苦している農民に与える。②もしナイトウンに土地を騙取されていることが判明した場合、6月4日の首相令第5項に基き処理する。これは73年に耕作した農民にかぎらず、それ以前のものも含める。③首相令第5項の調査により、農民が法定金利プラス元本を超えた支払をしていることが判明した場合、政府はナイトウンに土地を返還させるか超過部分を返還さす、④訴願中に地主が係争地の所有権移転の試みをした場合、政府は委員会にこの停止命令を出させるとともに、首相に報告させ、首相は命令を検討する、⑤政府は協同組合の形態で耕地をもたない農民に恒久的土地を分配する。しかしこの土地は既耕作者がいない土地とする。⑥他人が耕作中の土地に権利があると誤認して入り込み現在紛争が生じているが、政府は逮捕や起訴をせず、あるいはすでに起訴されている場合は取下げを求めて紛争を終結さす(注32)である。6月30日朝サナムルアンで農民代表と9機関代表は、訴願農民に6項目合意を説明し、この6項目は政府側委員が遵守せねばならぬ命令だと強調した。また副首相も、サナムルア

ンの全訴願農民を前に合意内容を説明した。農民はこれを受けいれ政府が用意した28台のバスで帰郷した。

この6月24日のナコンサワンの農民の上京に始まり6月30日まで1週間に渡った農民の集団訴願では、具体的係争事件をもって自発的に上京してきた農民の要求を、各郡各県の農民代表が集約し、NSCTの協力をえて政府と交渉し、その結果を農民に報告し承認を求めるという形で進行した。農民代表と政府との合意がなるか否かは、訴願農民自身の同意にかかっており、農民代表の指導性は微弱であった。そのためプラコープ副首相も、最終的には全訴願農民に説明しなければならなかつた。

一方、NSCTの名において農民を支援してきたソムバット書記長やカノック副書記長は、農民の自発的訴願を受け、農民を人道的立場から支援してきた。しかしNSCT内の主導権は、この長期的訴願集会の過程でリベラリストの人道主義派から農民の闘争を指導すべきとする社会主義派に移つた。NSCTは社会主義派の自由学生連合やPDG、一部の労働グループと歩調をともにした。

(注1) 『タイ国官報』1974年1月22日号。

(注2) カーイファーク(Khaifak)はタイ民商法中に規定された買戻約款付売買のことであるが、実態は譲渡担保として使われている。買主側(債権者)の暴利となることが多いため、74~75年中に何度も国会で廃止法案が議員によって提出されたが不成立。

(注3) 1ライ=0.16ヘクタール。

(注4) Kwianは容量の単位、1 kwian=2000リットル、1 kwianの糀は重量では約1トンになる。

(注5) *Prachathipatai*, 1974年5月29日。

(注6) Ibid., 1974年5月26日。

(注7) Ibid., 1974年4月2日、5月29日、人民援助法律委員会会長マールト・ブンナークの談。

(注8) Ibid., 1947年6月1日、KSS委員長スティーの談。

(注9) 週刊 *Prachachat*, 1974年9月9日号と *Prachathipatai*, 1974年11月25日とのチャイのインタビュー。

(注10) *Prachathipatai*, 1974年1月15日。

(注11) Ibid., 1974年4月2日。

(注12) *Khaw Phanit*, 1974年5月10日。

(注13) *Prachathipatai*, 1974年6月5日。

(注14) *Sayam Rat*, 1974年6月12日。

(注15) NSCT、自由学生連合など4学生団体は3月26日共同で政府に「ナイトウンに奪われた土地を旧所有者である農民に引き続き耕作させるようナイトウンと交渉せよ」と申し入れをしている。

(注16) *Prachathipatai*, 1974年5月9日、ただし *Sayam Rat*, 1974年5月7日では1000人となっている。

(注17) *Prachathipatai*, 1974年6月4日。また *Sayam Rat*, 1974年5月29日によれば新小作人に形式的に所有権を移転したナイトウンもいた。

(注18) *Sayam Rat*, 1974年5月27日、6月4日。

(注19) *Prachathipatai*, 1974年5月30日カノックNSCT副書記長の談。

(注20) Ibid., 1974年6月8日、同郡の調停に参加したNSCT役員の談。*Sayam Rat*, 1974年6月1日でソムバット書記長も同様の報告。なお、土地開発局が行なった「ナコンサワン県農地保有実態調査」(1974年)によるとタータゴー郡の寄生地主の総数は585名でその所有面積(米作地)の総計は3万6141ライである。これは同郡の全米作地面積の13.7%にあたる。

(注21) *Prachathipatai*, 1974年4月13日。

(注22) 『タイ国官報』1974年6月11日号。

(注23) *Prachathipatai*, 1974年6月24日、NSCT代表委員タナサク(自由学生連合)の談。

(注24) 週刊 *Prachachat*, 1974年7月4日号。

(注25) Ibid., 1974年7月25日号、タータゴー郡農民援助委員会委員長の談。

(注26) *Khaw Phanit*, 1974年6月14日、プラコープ副首相談。

(注27) Ibid., 1974年6月27日。副首相は8委員会視察後耕地問題よりも負債と所有権問題がより深刻だと認識した。

(注28) *Sayam Rat*, 1974年6月28日。老人が多いという観察は旧所有地回復運動としての性格によるものと思われる。なお *Prachathipatai*, 1974年6月27日

は26日の上京農民数を1572人と明記。

(注29) *Prachathipatai*, 1974年6月27日。

(注30) *Prachathipatai*, 1974年6月30日。ソムバットは農民援助のきっかけは農民の訴願をうけその窮屈に同情したからであると語っている (*Sayam Rat*, 1974年6月27日)。

(注31) ウィラットは農民問題の真の解決は階級闘争による搾取階級の廃絶以外ないという意見を公表している (*Prachathipatai*, 1974年6月7日)。彼は、社会党副書記長になり, 10.6クーデタ後武装闘争に参加。

(注32) ソムバット、カノックは75年選挙にむけてタイ党を結成した。この党には初期の農民指導者タウイー・シーソンクラームが参加した。

IV タイ国農民連盟の結成

6項目合意を実施するため、第2次農民援助委員会が、7月5日から20日まで7県9ヵ所（先の6県8ヵ所にスパンブリー県が加わった）に設置された。この第2次委員会では、NSCT代表委員が、第1次の1名から3名に増員され、審問員もNSCT代表のみ10名に増員された。この地方9委員会は、中央の農民援助中央委員会に統轄された。この地方9委員会は7月20日活動終了後、8月17日にKSSとともに廃止され、新たに関係県に県KSSが常設された^(注1)。この県KSSが旧來の訴願を引きついだ。農民援助委員会の廃止によって、NSCT代表が公式機関の委員として農地紛争に関与するための場は失なわれた。

第2次農民援助委員会の活動によってさらに多くの農民が訴願したが、その多くは期待通りの成果を得ることはできなかった。訴願農民は政府に6項目合意の実現を迫って運動を継続した。この段階において農民代表の中からピサヌローク県のチャイ・ワントラクーンやアントーン県のウィチャイ・ピクンカウなど、全中部タイの指導者が出現した。彼らは「解放区」闘争や「国王直訴」

を唱えて訴願農民をリードした。

一方、北タイのチェンマイ、ラムプーン両県では、74年7月頃より小作農の小作料引き下げ要求運動が、北タイ学生センターの支援を得て起こってきた。

また1974年4～5月頃より、自由学生連合やNSCTを頼って上京訴願するようになったダム・貯水池建設反対の農民や、所有権を求める保安林地区の占有農民も、その要求の性格上限られた地域内ではあったが、活発な運動を開始した。

各地の多様な要求の農民運動の連携を可能にさせたのは、自由学生連合のネットワークである。自由学生連合が中心となって、中部、北部、東北部の農民を同時に上京させ、共同で対政府要求をする計画を準備した。1974年11月末全国の農民が上京し激しい対政府要求を行なった。これを機会にタイ国農民連盟(Sahaphan Chawna-chawrai haeng Prathet Thai)が結成された。

1. 繼続する中部タイ農民の闘争

6項目合意実施のため第2次農民援助委が設置され、また農民援助中央委がいくつかの対策を決めたにもかかわらず、多くの訴願農民は救済されなかつた。1974年11月半ばまでに農民援助委およびこれを引き継いだ県KSSに寄せられた訴願の合計は、4万8000件に上つたが、このうち旧自作地の利用を直ちに認められたもの434件、調停が成立したもの9300件で、計9734件、全訴願農民の20.3%が救済されたにすぎなかつた^(注2)。また農民援助中央委が耕地分配政策のために設けた小委員会も、自助入殖地に280戸ほどの農家を斡旋したのみで、民有地買上は実現できず、広大な開墾地の分配は計画が検討されたにすぎなかつた^(注3)。

中部タイの訴願農民の要求が実現できない理由は、①所有権回復を求めている土地の中には、数

年前のみならず10数年前に失なったものもあり、転売されて複雑な法律問題があること、②高利や騙取を立証できる証拠が不足していること、③カーライファーグループの期限が切れたものは、双方の合意がなければ買戻せないことなどの点にあった。しかしナイトウンの「不正」によって自作地を失ったと考える訴願農民にとって、現行法の範囲内のみに限られた政府の対応は満足できるものではなく、「ナイトウンのための法律」の擁護者である政府に対する圧力批判は強まっていった。

1974年7月以後、中部タイの訴願農民の闘争は、具体的には次のように展開した。いまだ第2次農民援助委が活動中の7月18日、ピチット県バーンムーンナーク郡では、同郡の農民援助委の事務局長(郡長)はナイトウン寄りであるから解任しろと要求して、訴願農民1000人が郡庁前で集会した。この時、この要求が認められぬなら、農民が郡庁舎、市場を焼き払うといううわさが流され、同郡は大いに緊張した^(注4)。

農民援助委が地方を引きあげてのち、7月31日ピサヌローク、ピチット、ナコンサワン、シンブリー、スパンブリーの5県の農民代表30人が、タマサート大学に集まり、政府に6項目合意の実施を迫る方法を協議した。この席では「政府が本気で農民を援助しないなら国民証(Bat Prachachon)を返還し、政府の統治に服さないという意思を表示すべし」という発言もあった^(注5)。8月9日にはこの5県にアーントーン、ペーチャブーン両県の代表も加って、首相に交渉に行くが会えなかつた。地方では8月8日スパンブリー県サームチュク郡に派遣されたKSSに、3000人の農民がデモをし、6項目合意にしたがい公正に活動するよう迫った^(注6)。

8月26日中部各地で農民が集会を始めた。ピサ

ヌローク県庁前では、ピサヌローク、ピチット、ペーチャブーン3県の農民300人が集会し、スパンブリー県庁前では4000人、シンブリー県庁前では500人が集会した^(注7)。各農民集会は代表を選んで中央に派遣し、8月28日8県農民代表が5項目の要求を首相に渡した。その骨子は、①県KSSが6項目合意は法律でないと実施を拒むから、6項目合意の法制化、②農民代表、学生代表を委員に加えた新農民援助委の設立、③不動産侵奪罪で逮捕された農民の7日内の釈放などであった。農民代表たちはこの要求は政府に対する最後の援助要請であり、もし容れられないならば国民証を返還し、政府の統治から自己解放し、「解放区」をつくると主張した^(注8)。タイ共産党が常用する解放区(Khet Plotpoloi)という用語を、農民代表が使用したことは、政府やジャーナリズム界に大きな衝撃を与えた。プラコープ副首相は、これは内乱罪にあたると警告し、「解放区」の思想をもっている者は8県農民の総代表と称するチャイ・ワントラクーンなどの少數であり、国家に悪意をもつ者に助言されているときめつけた^(注9)。しかし実際に農民代表たちが「解放区」という表現で意味したこととは、「領土分割や、内乱、政府転覆といったことではなく、ナイトウンに奪われた農地を自力で取戻し、ここを解放区として政府やナイトウンの干渉を受けずに平穏に耕作する」^(注10)ということであった。つまり自力救済による旧自作地の取戻しであり、これを政府に主張すること自体、政府に対する強い期待の裏返しと言えた。

8県の農代民表は、各县で集会する農民の所へ国民証を集めに戻つていった。チャイは7000枚の国民証が集まるものと期待したが、9月2日朝までに各县代表が持ち帰った国民証数は、シンブリー、チャイナート両県計400枚、スパンブリー県500

枚、アントーン県300枚、ピチット、ピサヌローグ；ペーチャブーン3県計1000枚で、合計2200枚にとどまった(注11)。

9月2日、7県農民代表は集めた国民証をもって首相に面会を求めるが、首相は応ぜず、チャイを代表として副首相と交渉した。副首相は改組されたばかりのKSSの成果を待つて欲しいと要請した。チャイは政府に猶予期間を与えた。

9月17日、8県1万7600農家の代表たち(注12)は、タマサート大学の自由学生連合本部に集まつた。その後彼らは政府に猶余期間を与えたにもかかわらず何ら実効がないとして、8月28日と同様の要求を掲げて首相官邸に赴いた。しかし首相、副首相ともに面会に応じなかつた。農民代表たちは何ら得ることなく、9月20日以後に国民証を返しに上京すると言い残してバンコクを引きあげた(注13)。国民証を返して「解放区」をつくるという脅し文句は、農民側に「解放区」をつくる準備も力量もないことを知っている政府に完全に無視されたのである。しかもこの手段の主張者チャイは、ピサヌロークに戻ると、ワントーン郡で旧自作地取戻しの実行を支援した行為で不動産侵奪罪の共犯として地主に訴えられ逮捕勾留された。チャイは自由学生連合委員長のワラチャートやパラードンの努力でやっと10月7日保釈された。

8県農民代表たちは、今度は一転して国王直訴(Thawai Dika)を手段にした要求実現に転換した。10月15日ウィチャイ・ピクンカーウラ農民代表と学生は王室庁に赴き、国王直訴を打診した。しかし王室庁は彼らを車に乗せKSS中央委員会に送りつけた。10月17日農民代表は自由学生連合本部で会合し、全国の農民を動員した大集会で政府に6項目合意の実現を迫り、それでも効果がなければ最後の手段として国王直訴を行なう方針を決め

た(注14)。農民代表は10月27日、11月6日と上京して会合し、大集会の日程を打合せた。

2. 北タイの小作料闘争の開始

中部タイの農民運動が71年革命後訴願農民の旧自作地取戻し運動として発展してきたのに対し、チェンマイ、ラムプーン両県にまたがるチェンマイ盆地では、74年7月頃より小作料引下げや政府に耕地分配を求める小作農・雇農の運動が、北タイ学生センターの支援を得て開始された。

チェンマイ盆地の小作慣行は、穀の生産コスト(耕起用水牛の賃借料、灌溉設備費用、雇用労賃、肥料、種穀など)は全て小作人の負担とし、穀の全収量を地主と小作人が折半するというもので、小作人は厳しいものであった(注15)。

チェンマイ盆地における最初の小作料引下げ闘争は、チェンマイ県メーテン郡のインタキン村、チオーレー村の小作農によって始まった。この小作農の多くは、旧チェンマイ王家(注16)の家系である故チャオラーチャブット・ナ・チェンマイが両村に所有した土地で、当時はその女婿スチャートに相続されていた土地537ライの小作人であり、その他は50~300ライを有する4人の地主の小作人であった(注17)。彼らはマーノプを指導者とし、1974年7月北タイ学生センターの仲介で、地主側と小作料引下げの交渉を開始した。7月25日には300人がメーテン郡庁前に集まり、郡長・知事に地主との仲介を求めた。7月29日ティラチャイ北タイ学生センター書記長と県農務官の立会の下に、両村小作人と地主側との交渉が行なわれた。小作人は現在の25~30タン(注18)/ライの小作料を15タン/ライに引下げよう求めたが、地主スチャートの代理人は、他郡に有する土地の小作人も同じ要求をすると困るとして、これを拒否した。8月10日、9月24日県庁で、ティラチャイ書

記長や県知事を調停役として、小作入地主間交渉が行なわれたが、地主側は拒否し続けた。県当局は、地主を強制できる法的根拠をもたなかつた。マーノプたちはチェンマイ盆地の各地に次第に拡大していった小作農の闘争と連携して、小作料規制法の施行を政府に迫る運動を組織し始めた（注19）。

一方、ラムプーン県ムアン郡の4カ村では、ブンマーらを代表とする小作農・雇農が、県KSSに同郡内の保安林地区を開墾地として農民に分配するよう要求して運動を開始した。彼らは11月2日県庁前に300人が集会し、県KSSに分配計画の説明を求めた（注20）。

11月11日チェンマイ、ラムプーン両県の農民代表5名が首相官邸を訪ね、収穫期に間にあうよう11月中に「1950年小作料規制法」を両県に施行するよう求め、もし政府が応じねば両県農民2万人がただちに上京する態勢にあると告げた（注21）。

3. 全国農民の上京

米作の収穫期に入ろうとする1974年11月18日から、事前の打合わせにしたがい全国各地の農民や農民代表がサナムルアンに集まってきた。中部タイからきた農民の多くはナイトウンに不正に奪われた自作地の返還を求めており、彼らは1974年雨期には小作をしたり、日雇いで働いていた（注22）。東タイのラヨーン県では保安林地区占有農民が上京を予定していたが、県当局の指示で村長などにとめられ、代表チャムラット・ムアンヤームのみが上京した（注23）。北タイからは小作料引下げを求めてチェンマイ、ラムプーン代表が上京した。東北タイからはウドン県ノーンウエー郡のホアイルアン貯水池建設に反対する農民の他、保安林など公共地占有農民で行政当局との間に紛争があるナコンラーチャシマー、コーンケーン、ロイ

エットなどの農民も上京した。11月23日までにサナムルアンに集結した農民・農民代表は1120人に達した（注24）。

上京当初、この集会の中心勢力である中部タイ農民の指導者チャイやウィチャイらは、国王直訴を考えていた（注25）。しかし、副首相などの国王を政治にかかわらせるなという警告もあり、まず政府に要求を出すことにした（注26）。11月21日16県の農民代表会議は次の8項目要求を決めた。①6項目合意の法制化、②農地保有制限、東北タイでは100ライ以下、その他の地域では50ライ以下、③1974年12月以内に「1950年小作料規制法」を施行し、小作契約期間は6年にせよ。現在審議中の新小作料規制法を廃案にせよ、④政府の全額融資による旧自作地の譲戻、⑤12月1日よりホアイルアン貯水池工事を停止せよ、⑥12月1日より畠3000バーツ/kwian の価格保証を行なえ、⑦第1項実施のため政府、困苦農民、NSCTの3者代表からなる援助委員会を新設せよ、⑧チャイナート、アーントーン、ナコンラーチャシマー、カムペーンペート、ラヨーンなどの県内にある係争公共地を農民が20年以上占有している場合、所有権を与える（注27）。

この要求を決めると、チャイに率いられた16県農民代表はただちにサンヤー首相官邸に向い、要求書を首相に直接渡そうとした。しかし面会を拒まれた。翌22日パラードン NSCT副書記長（経済担当）とともに今度は首相官邸に赴くが、首相は現われず、農民代表は副首相との面会は拒否して引きあげた。この日政府側は農民援助中央委員会名で、「一部農民が上京し野卑な言葉で政府や閣僚を激しく攻撃し訴願者すべてを助けるよう求めているが、法律が存在する以上ただちにこれを行なうことはできない」と農民の要求を拒否する声

明を出した(注28)。また22日には、カティンデーンと名のる職業学生グループが農民集会を妨害にあらわれた。また折しも総選挙前でいくつかの政党が集会に近づいてきたが、農民は政党派の介入をおそれて政党を寄せつけなかった。農民集会は続行され、11月25日、チャイ、インター・シープンルアン(チェンマイ代表)、ブンシー(ウドン代表)およびNSCTのパラードン副書記長は、23県農民を代表して8項目要求を首相に渡した。翌26日閣議はこの要求を検討し、これを全面拒否する「説明」を発表した。23県農民代表は協議し闘争の継続を確認するとともに、全国農民の団結を示すためにタイ国農民連盟を名のこととにし、この委員長にチャイが、副委員長にウィチャイ、チャムラット(東タイ地域委員長)、インター(北タイ地域委員長)が選ばれた(注29)。彼らは皆40歳代の農民であった。

11月28日タイ国農民連盟の名で再度要求書を政府に渡し、29日17時までに回答するよう求めた。

11月29日は、朝からバンコク中に17時にサナムルアンに集まるようよびかけるポスターが張り出された。この日夕刻テートプームやプラシットらの左派労働指導者は、1000人あまりの労働者を率いて農民集会に参加した。各大学からも自由学生連合系の学生が参加した。7農民代表とパラードンNSCT副書記長は首相と交渉に入った。これを支援するためサナムルアンから農民・学生・労働者は24人の倡議を先導(注30)としてデモを行ない、首相官邸前で集会し、政府の回答を待った。農民の不退転の決意と学生労働者の支援に政府は躊躇し、11月30日午前1時すぎ次の9項目合意を結んだ。
 ①旧自作地か県が準備した農地を1975年耕期までに利用できるようにするため県に指令する、
 ②ナーイトゥンが不正に奪ったものか否かの調査

結果を1974年末までに農民に知らせる。もしこの結果に疑問があり農民が再調査を求めるなら、政府は農民・学生・政府各代表を同数参加させて再調査をするか否か検討させる、③土地をもたない農民に他の耕作者と重複しない恒久的土地を分配する、④不動産侵奪罪で起訴された農民に保釈金や弁護士を政府負担で用意する、⑥もし1974年12月中に新小作料規制法が成立しない時、12月中に50年法をチェンマイ、ラムプーン両県に施行する。⑦ナーイトゥンとの合意があれば、一件当たり4万バーツの範囲内でBAAC融資による土地譲戻しを全ての農民について援助する、⑦チャイナート、ナコンラーチャシマー、カムペーンペート、ラヨーン、アーントーン、ローイエット県内の農民が占有している係争公共地については調査のうえ、地券かNS 3を出す、⑧多くの国民を苦しめている公共事業は、中止できない時は代替地が購入できるよう補償する、⑨係争地の土地所有権を地主が移転しようとした場合これを中止させる。

8月以後政府は、農民に対する同情的態度から、中部タイの旧所有地回復運動を「一部農民」視する態度に転換し、農民の要求を拒否してきた。しかし全国各地の農民運動が自由学生連合によって連携され、12日間の全国農民の集会の末、さらに自由学生連合系の学生・労働者(注31)が動員されて、やっと農民は政府の合意をとりつけることができたのである。11月闘争において農民は単独では闘争の勝利をえられないことを確認した。またこの時の集会以来、内務省が農民が集会することを阻止しようとするようになり、また右翼グループが集会を妨害するようになった。

(注1) 『タイ国官報』1974年8月30日号。

(注2) Khaw Phanit, 1974年11月30日の「11月28日農民要求に対する総理府説明」より。9300件中

BAAC の請戻融資を受けたものは290件で平均の請戻地は36.7ライ、買戻融資を受けたものは243件で平均買戻地は83.6ライである。

(注3) *Prachathipatai*, 1974年10月16日, 11月1日。この時立案された計画はその後トゥンクラーロンハイなどで実施される。

(注4) Ibid., 1974年7月19日。同様のうわさはタータゴー郡でも流れた。ナイトゥンの陰謀と昔われる。

(注5) Ibid., 1974年8月1日。

(注6) Ibid., 1974年8月10日。

(注7) Ibid., 1974年8月29日。

(注8) Ibid., 1974年8月29日, 8月30日。

(注9) Ibid., 1974年9月1日, 9月2日。

(注10) 週刊*Prachachat*, 1974年9月9日号および*Prachathipatai*, 1974年9月2日のチャイのインタビュー。

(注11) *Prachathipatai*, 1974年9月3日, なおナコンサワン県代表は9月2日朝までにバンコクに戻らず。

(注12) ピサヌローク500, スパンブリー4000, アーントーン1000, シンブリー3000, チャイナート7000, ナコンサワン500, ベーチャブーン600, ピサット1000の農家を代表 (Ibid., 1974年9月18日)。

(注13) *Sayam Rat*, 1974年9月18日; *Prachathipatai*, 1974年9月18日。

(注14) *Prachathipatai*, 1974年10月19日, 10月27日。

(注15) Ibid., 1974年7月26日, 7月28日, 9月26日。土地開発局の「チェンマイ県農地経済報告」(1971年)のチェンマイ県の小作形態のサンプル調査では、このタイプの小作形態は89%であり、残り11%は定額納付であった。なおチェンマイ盆地の小作慣行について詳しく述べ参考文献[2] pp. 39-60。

(注16) チェンマイ盆地の大地主はナ・チェンマイ、ナ・ラムブーンといった姓をもつ旧貴族が多い。

(注17) *Prachathipatai*, 1974年9月26日。

(注18) タンは容畳の単位。1タン=20リットル、1タンの穀は10キログラム前後。

(注19) *Prachathipatai*, 1974年10月22日。

(注20) Ibid., 1974年11月3日。

(注21) Ibid., 1974年11月12日。なお、「1950年小作料規制法」の適用地は当時中部18県のみであった。同法

では40タン/ライ以上の収量がある場合小作料の上限は10タン/ライと明記している。しかし同法による適用対象小作地は田畠で50ライ以上、直播田では100ライ以上と限定しているので、この規定を厳格に適用すれば北タイの小作地はほとんど対象外になるはずである。ゆえに小作人が要求しているのは低額小作料の明記という点のみである。なお政府が50年法を北タイに施行しなかったのは中部と北部の小作慣行が異なるためである (*Khaw Phanit*, 1974年11月27日, プラコープ副首相談)。

(注22) *Prachathipatai*, 1974年11月18日, チャイのインタビュー。

(注23) アーントーン, シンブリー, チャイナートでも農民の上京が阻まれた。

(注24) *Prachathipatai*, 1974年11月24日。なお南タイのスラターニー, ソンクラーから代表が上京したが、その要求は不明。

(注25) Ibid., 1974年11月20日。

(注26) 結局集会農民は国王直訴をしなかった。

(注27) *Prachathipatai*, 1974年11月22日。

(注28) *Khaw Phanit*, 1974年11月26日。

(注29) タイ農民連盟結成の日は規約上は11月29日 (参考文献[12] p. 15)であるが、農民連盟の名は28日から公式に对外的に使われている。いずれにしてもこの段階では名称と委員長、副委員長を決めただけで規約が作成されたのは12月半ば。また東北タイ地域から副委員長としてデーン・ファンダーが選ばれたとチャムラットは語っている (*Sayam Rat*, 1979年8月6日)がこの人物については詳細不明。ただし東北タイの農民運動の性格上全東北タイ的指導者は存在しなかったと考えられる。

(注30) このデモを先導した僧の1人プラマハー・チャトが政治にかかわったとして寺院から追放された。左右を問わず仏僧の政治関与は74年以後のタイ仏教界の問題である。

(注31) 社会主義派の労働指導者はテートブームを委員長、プラシットを副委員長、セクサンを書記長としてタイ国労働者連絡センターを74年12月結成した。なおこの3名ともに1975年6月以後地下潜行した。

V 農民連盟の活動

9 項目合意獲得後上京農民は地方に戻り、農民

連盟県委員会を名のって合意の実質化をめざして運動を続けた。中央ではタイ国農民連盟の事務所がタマサート大学内の自由学生連合内に発足した。12月12~13日チャイ、ウィチャイを中心として、主に中部タイの12県農民代表が上京し、農民連盟規約を作成した(注1)。この規約内で農民連盟の政策として、①農民が直面する問題の解決、②公正な農産物価格の獲得、③十全な民主統治の育成、④民族・宗教・国王の崇敬、⑤どの政党も支持しないことを掲げた。また顧問に自由学生連合に属し11月闘争の組織者であるタナサク、ワラチエート、およびパラードンNSCT副書記長を迎えた。

政府はタイ国農民連盟代表チャイ、ウチャイ、NSCT代表として上記3学生顧問、および関係局庁代表からなる合意事項実施小委員会を設置した(注2)。同委員会は不動産侵奪罪で起訴された農民の救援や公共地占有農民問題についていくらか成果(注3)を見せただけで、サンヤー内閣退陣とともに消滅した。そして合意事項の多くは法律でないから拘束力がないと当局に無視されたのである。1975年1月26日学生革命後初の総選挙が実施されたが、タイ国農民連盟は規約に定めたようにどの党派も支持しなかった。3月17日ククリット内閣が成立すると農民連盟は再び政府に対する要求を開始した。

Ⅳ. 北タイ農民連盟の闘争

中部、東北タイの農民連盟は11月に上京した農民が県委員会を名のり、それ以上の拡大が少なかつたのに対し(注4)、チェンマイ盆地の小作農・雇農の闘争は一層拡大していった。

首都のサナムルアンで農民集会が始まると、チェンマイでも11月22日より農民集会が始まり、彼らは、①1950年小作料規制法施行、②土地所有権

移転後の小作人の地位保証、③裏作の小作料廃止④保安林の分配、⑥新小作料規制法案の廃案を要求した(注5)。11月25日にはラムプーンの農民も加わり、2000人の農民が県庁前に集まつた。この集会はパンコクの集会が解散するまで続いた。

12月6日チェンマイ、ラムプーンの各郡農民代表はチェンマイで会合し、北タイ農民連盟(インター・シープルアン委員長)を結成した。こののち両県に分れて県委員会委員を選出した。チェンマイ県委員会はメーテン郡の指導者マーノプを委員長とし、ティラチャイ北タイ学生センター書記長(注6)を顧問とした。ラムプーン県委員会の方はムアン郡のブンマーを委員長とし、北タイ学生センターのサンサーンを顧問とした(注7)。この後各郡で郡委員会が結成され、1975年7月にはチェンマイ、ラムプーンの全ての郡と多くの村に農民連盟の委員会が存在していた(注8)。

チェンマイ盆地の農民連盟は、1974年12月18日から「1974年小作料規制法」がどうにか74年収穫期に間にあうように施行されると、同法にしたがい74年產穀を分配する闘争を行ない、相当の成果をあげた。つまり従来の慣行であるコストは全て小作人が負担し全収量の2分の1を小作料とする分配率に代え、新法が規定した「コストを小作人が負担する場合、小作料は県が定めた公定生産高の3分の1以下」の分配率を要求したのである(注9)。また農民連盟代表は県小作料規制委員会に農民代表としてポストを得た。一方、地主側は小作契約ではなく地主が経営のために雇った雇農であるとして小作料規制法の適用を逃れようしたり(注10)、村役人が中小地主である場合には彼らは小作料規制法を村民に伝えなかったり、村内の小作人を過少に郡庁に報告したりして抵抗した。しかしこれらの抵抗は農民連盟の反撃や小作料規

制法についての宣伝によって失敗した。中小地主にとっては同法の与える打撃はより深刻で、彼らは集団で同法の廃止を陳情したり^(注11)、彼らの代表であるチェンマイ選出民主党議員は、国会や選挙運動で同法の廃止を主張した^(注12)。

このように小作料規制法施行後、チェンマイ盆地における小作人と地主の対立は一層深まった。当初は農民連盟側が優勢で、農民連盟指導者は土地改革の完全実施を新たな目標とした^(注13)。

またチェンマイ盆地を超えて1975年4月8日にはラムパーン県ハーンチャト郡の農民が県庁前で集会し、鉱山の排水問題、保安林の所有権問題の解決を要求し、12日に内務大臣が来訪して合意に達するまで集会を続けた。この集会に対して地方有力者から、指導している学生や農民は共産主義者だと激しい攻撃がなされた。農民たちは農民連盟郡委員会を結成した。北タイ農民連盟はチェンマイ、ラムパーン、ラムパーンの3県をカバーすることになった。

2. 対クリット政府要求

「1974年恒久憲法」による総選挙後、1975年3月17日クリット内閣が成立した。クリット首相は前サンヤー首相とは異なり、農民連盟との面会にはいくらでも応じ、就任早々スパンブリー、アントーン、チェンマイの各県を訪問し農民の要求を聴いた。

3月25日、21県農民連盟代表は学生顧問とともにクリット首相に会い、前サンヤー内閣との9項目合意とほとんど同内容の8項目要求、および政治要求として4項目計12項目の要求を出した。ここで政治要求として、①農民連盟と重複する農業者会の設置計画を廃止せよ、②サンヤー前首相の農地改革法は農民に不公正なので農民連盟と事前協議の上、新土地改革計画を立案し、1975年末ま

でに行なえ、③各県の農民連盟会員との係争地内にある政府機関の建物を廃止せよ、④政府に対する農民の要求デモを妨害する戒厳令の廃止の4政治要求を出したことは、農民連盟が、具体的紛争を有する訴願者によせ集め的集団から、運動の範囲を拡大していくという意思を示したものであろう。中でも農民側が初めて「土地改革」^(注14)という表現を使って政府に要求したことは注目される。しかしながら今回の要求の中心は、当然、農民連盟運動の中心勢力である中部タイ訴願農民の旧自作地取戻要求^(注15)であり、首相交渉の席で多数の農民代表が口々にナイトウンに農地を騙取された悔しさと憎しみを首相に語ったのである^(注16)。

4月1日、農民代表、学生顧問およびホイルアン貯水池建設反対の農民700人は、首相と8時間にわたって交渉したが、ホイルアン調査に農相を派遣すること、ナコンラーチャシマー、カムペーンペート、ラヨーン、アントーン、ローライエット県内の係争公共地の占有農民に地券かNS3を出すという成果を得たのみであって^(注17)、中部農民の要求である「農民連盟・学生・政府代表の同数同権限の委員によるナイトウンを召喚できる委員会の設立」という要求は全く成果がなかった。4月3日再び首相交渉を行なったが、この要求に対し政府側は「農業裁判所設置法」「農民負債調停法」の対案を出してきた。農民代表は法案の内容を検討して態度を決めるにして引きあげた。

4月20日、タイ国農民連盟は法律専門家を招き両法案の検討会を開催し、負債調停法案では農民連盟代表が委員に選ばれないと、ナイトウンが騙取した土地も合法を装っている以上農業裁判所では救済されないことなどを理由に、両法案を

拒否し^(注18)、従来の要求を続行することにした。一方ホアイルアンを視察した農相はかえって建設賛成を表明し農民と真向から対立した。

3. 最後の上京闘争

農民連盟代表は、4月30日、再度11項目要求^(注19)を政府に提出した。その骨子は、①農民連盟、学生、政府代表の同数同権限の委員によるナイトウン召喚権をもった委員会を設置し、75年耕期前に耕地を与えること、②第1項の調査委員会の調査後、請戻額全額を政府が準備すること、もし委員会が通常の常識を基準にしてナイトウンが騙取したと判断した場合、裁判所にそのナイトウンの処罰を検討させよ、③旧所有地に入つて逮捕された農民の3日以内の釈放、④係争中の所有権移転を停止し移転したケースでは取消させよ、⑤他の農民と重複しない恒久的耕地を同県内に与えよ、⑥BAAC請戻融資が承認されたケースについては早期に実施すること、⑦長期間公共地（保安林、川原、沼沢地）を占有している農民に地券かNS3を出せ、⑧ホアイルアン貯水池、マープラチヤン貯水池（チョンブリー県バーンラム郡）、ラムシーポンダム（チャイヤプーム県ノーンプーアデーン郡）などの建設中止（政治要求）、⑨「1975年農地改革法」改正、⑩民商法中のカーライファーク条項^(注20)の廃止、⑪農民代表への危害者の捜査、であった。この日タマサート大学内に13県から1000人の農民が結集した。

翌5月1日メーデーの日タイ農民連盟は学生団体、労働者団体と会議した。この会議は「3者連帯」(Sarm Prasan)勢力の結成を発表した。この3者連帯勢力の目的は、「反動支配階級と帝国主義の激しい抵抗の中で民主と独立を求める勢力は、団結して人民の敵の破壊と弾圧に敵が先にやればやり返すという原則で対抗しよう」（3者連帯勢力声

明）^(注21)という点にあった。この3者連帯の団結を基礎にタイ国農民連盟は要求の実現を試みた。

5月2日、農民代表48人は学生顧問とともに回答を受けにいくが、要求の中心である第1項要求を首相は立法権がないと拒否し、学生顧問と政府側に激しい法律論争が行なわれた^(注22)。

5月3日、26県農民代表も参加して3者連帯会議が開かれ、第1項要求は全要求の中心であることを確認し、5月6日までに回答するよう政府に最後通牒を出すことにした。ウィチャイ・タイ国農民連盟副委員長は、全国の農民連盟組織に上京できる県は全て上京し、できない県では集会を開き、最大の闘争を行なうよう指令した^(注23)。

5月4日、タマサート大で1000人以上の農民が集会を続けた。地方ではノーンウァソー郡でホアイルアン貯水池に反対する農民5000人が集会を行なった。ここでは、この集会農民は共産主義者であるとして国内治安維持本部が村民スカウトなどを動員したので、両者間に5月4～7日にわたって衝突が生じた。チャイヤプーム県ノーンプーアデーン郡でも、ダム建設に反対する農民3000人が集会した^(注24)。コーンケーン県庁前では同県に加えてローイ、ナコンラーチャシマー、チャイヤプームなどからの保安林地区占有農民計500～600人が集まり5月1～6日の間連続集会をした^(注25)。スリン県庁前でも、シーサケット、プリラムの農民も加わって、1000人以上が5月1日から集会を始めたが、地方有力者の妨害にあい5月5日車を借りて上京してきた^(注26)。東北タイ各地では集会が盛上ったのに比し、北タイでは緊急の要求がなかったこともあって低調で、5月6日になってチエンマイで500人の集会が開かれたのみであった^(注27)。

5月5日には、全バンコクに5月6日にサナム

ルアンに集まるよう市民によりかけたポスターが張り出され、街路ではビラが配られた。

5月6日政府は閣議後、農民代表に第1項要求を拒否し、第8項要求についても明確でない政府説明を伝えた。このように今回の集会の2大要求であった第1項、第8項要求を拒否されたにもかかわらず、この回答後開かれた3者連帶会議は突如農民は都市での闘争を中止すると決定した。この後、サナムルアンで3者連帶勢力の指導者たちの「農民は都市での闘争をやめるだけで農村で共に闘うのだ。農民は憎悪を力にかけて政府を倒そう」といった主旨の演説を聞いた(注27)のち、中部タイの訴願農民は得るものもなく故郷に帰った。

3者連帶会議が突如闘争中止を決定した背景としては4点が指摘されよう。第1は統治者に対する集団圧力という手段は選挙後の議会政治の枠組の下では有効ではなく、「立法権がない」と首相に逃げられれば国会に足場がない以上どうすることもできない(注28)。つまり集会を続行しても成果が望めないという判断である。第2は3者連帶の力を温存さすためには、バンコクでの闘争を続行して政府の弾圧や右翼の攻撃を受けるのは得策でないという判断(注29)、第3は3者連帶を発足させたにもかかわらず支援勢力が弱かったこと。すなわち労働団体では最大手のタイ労働同盟(5月1日に55労組で結成)は支援せず、社会主義派のタイ国労働者連絡センターのみの支援であったことおよびNSCTの大量動員に学生が参加しなかったことである。第4は中部タイの訴願農民自体の戦意の喪失である。この戦意喪失をもたらしたものは、①3年以上にわたる訴願上京で資力を使い果たしてなお所有地取戻しの実現が望めないこと(注30)、②頼りにしていた学生勢力の政治的力が低下し、学生に対する攻撃が政府・右翼から強まった一方

で、支援学生自体も急激にタイ共産党の路線に近くなったこと、③農村内で行政機構や右翼組織からの組織的攻撃が開始されてきた(注31)ことなどの点が指摘される。

(注1) *Prachathipatai*, 1974年12月13日, 12月14日。

(注2) *Khaw Phanit*, 1974年12月8日。

(注3) *Prachathipatai*, 1974年12月10日, *Khaw Phanit*, 1974年12月26日。11月末までに不動産侵奪罪で起訴されていた件数は35件程度で、チャイが指導したワントーン郡に20件以上が集中していた。

(注4) 中部タイの運動は具体的紛争をもつ訴願農民からなっている以上、拡大の可能性少ない。また東北タイも係争地点の農民にしか関心がない問題であるから拡大しようがない。たとえばウドン県農民連盟と称していても実際の幹部はホアイルアン貯水池反対の指導者のみ (*Athipat*, 1976年1月9~12日)

(注5) *Prachathipatai*, 1974年11月25日。これらの要求は新法内に盛込まれた。

(注6) ティラチャイは75/76年のNSCT副委員長(政治担当)10.6クーデター後武装闘争に参加。

(注7) *Prachathipatai*, 1974年12月7日。

(注8) *Caturat*, 1975年8月19日号, インターのインタビュー。

(注9) *Prachathipatai*, 1974年12月26日はチェンマイ各郡の闘争の成果を詳報。

(注10) *Ibid.*, 1975年3月15日。裁判所で争ったケースで裁判所は小作契約と認定。

(注11) *ThinThai*, 1975年6月10日。チェンマイを来訪したプラマーン副首相にサンバートーン郡の50人の小地主が陳情している。

(注12) *Prachathipatai*, 1975年6月21日, 8月2日。

(注13) 参考文献[10] p.161のシートンのインタビューおよび *Caturat*, 1975年8月19日号のインターのインタビュー。

(注14) ここで「土地改革」要求が出された背景は北タイ農民連盟が『立上り聞え』で述べた「封建的抑取廃絶」と同様の観点から学生支援者が提起したものと推測される。ただし中部タイの訴願農民にはこの要求は土地取戻と同義に理解されたと思われる。

(注15) *Prachathipatai*, 1975年3月24日のインタ

ビュードチャイ委員長は「農民の本当の問題は自作地をもっていた農民がナイトウンのトリックと法律知識に騙され土地をとられていることだ。ナイトウンへの断罪を避け僻地の土地を与えることを要求しているのではない」と語っている。

(注16) *Sayam Rat*, 1975年3月26日。

(注17) 1975年4月4日保安林に関する総理府令が出され、①現在保安林地区で耕作している者には今後も耕作を認める、②4月4日以前に逮捕された不法侵入者は釈放する、③今後保安林地区的侵奪は一切禁止する、と3項が発表された。

(注18) *Prachathipatai*, 1975年4月27日はタイ国農民連盟の両法案分析を掲載。

(注19) *Prachathipatai*, 1975年5月1日。

(注20) Ibid., 1975年5月3日。タイ国農民連盟代表はウイチャイ。

(注21) この席に出たカセムは学生顧問が「大衆的法律」を主張して長広舌をしたと回想 (*Sayam Rat*, 1978年10月23日)。

(注22) *Prachathipatai*, 1975年5月4日。

(注23) *Prachachat*, 1975年5月3日。

(注24) *Khonkean*, 1975年5月11~20日号。

(注25) *Prachathipatai*, 1975年5月6日。

(注26) Ibid., 1975年5月7日。

(注27) Ibid.

(注28) 政党の方でこの闘争の支持を表明したのはタイ国社会党、社会主義戦線、新勢力党の3党のみである。

(注29) 参考文献[9] p.11。

(注30) *Prachachat*, 1975年5月7日でセクサンはこれ以上農民を引きとめるわけにはいかないと言っている。*Sayam Rat*, 1975年5月7日も農民は雇りだいに学生が農民を引きとめて帰さないと報じている。なお、タイ国農民連盟幹部の活動は学生のカンバ資金で助けられている (*Athipat*, 1975年12月26~29号)。

(注31) 参考文献[1]は農民闘争をテーマとした実録的小説であるが、農村内が農民連盟と行政側が組織した村民スカウトとに分かれるさまを描いている。

VI 農民連盟運動の衰退

1975年4~5月になると、農民連盟指導者や支援学生を公然と共産主義者であると非難する右派

の運動が、地方官僚、地方有力者、村役人層に急速に広がった。また農民連盟運動参加農民に対する行政機構を通じた締めつけが強化された。

1975年5月の上京闘争を最後に、中部タイ農民連盟の所有権回復闘争のエネルギーはほとんど消滅してしまったが、チェンマイ盆地の農民連盟は依然強い力を貯えていた。ここではそのために多くの指導者が暗殺されることになった。NSCTとともに農民連盟は反暗殺キャンペーンを行なった。一方で学生運動家内に浸透してきた武装闘争路線が一部の農民指導者に影響を与えるようになった。

政府側は①4月4日の保安林地区内の占有農民の耕作権を認めた総理府令を地方当局者に徹底させ^(注1)、②BAACの農地買戻・請戻融資額を74年に比べ75年は10.2倍に増大させ、③農業者会を育成して、74年の1293会から75年は2511会に増加させ、この団体を通じての肥料の安価供給・低利融資を行ない、④1975年5月にはタムボン計画を実施し、⑤1976年1月より生産者米価保証を実施するなど活発な農業政策を実施し一定の効果をあげた^(注2)。

1. 右翼運動の台頭と農民指導者暗殺

学生革命後、学生の間に急速に拡大してきた社会主義思想に対抗する運動として、民族、宗教、国王の3シンボルを掲げたナワボンおよび村民スカウトの運動が1975年4~5月頃より急速に全国に拡大してきた。ナワボン運動はクリット陸軍司令官に招かれたワタナー・キオウイモン^(注3)や僧キティウットトーら15名によって、1974年8月21日仏教寺院で結成され、国内治安維持本部の全面的支援をえて、1975年2月より軍人、地方官僚、教師、村役人、商人ら地方有力者を対象として訓練を開始した。1975年5月までに22県で3万

人の会員を獲得した^(注4)。僧キティウットトーは「共産主義者を殺すのは仏教徒にとって善である」と公言し^(注5)、1976年1月には民選国会を廢して国家統治改革議会を設置するよう政府に要求して、2000人の村長などの村役人を率いて上京するなど、1976年10月6日の国家統治改革団によるクーデタのイデオロギ一面の準備をした。一方、村民スカウト(Luk Sya Chawban)は、71年国境警備警察によって始められた運動で、王室の擁護をうけ、農村内の団結と生活改善を目標とした。この運動は75年以後国境警備警察官を訓練指導員として全国に広がり、1976年7月には会員(訓練を受けた者)数は100万人に達した^(注6)。

ナワポン、村民スカウトは学生活動家に支援された農民連盟運動を共産主義の運動と攻撃し、特に農民連盟勢力が強固なチェンマイ盆地では激しい対立がおこった^(注7)。

右翼運動の活発化と時を同じくして、農民連盟の地方活動家に対する暗殺事件が頻発してきた。タイ国農民連盟の発表によれば、1975年4月に3件、5月4件、6月3件、7月8件の農民指導者暗殺事件が起り、1974年3月にピサヌロークの指導者サニットが殺されて以来、1975年7月末までに21件に達した^(注8)。中でも北タイに集中し、北タイでは確認できる事件だけでも1975年4月1件、5月2件、6月3件、7月6件^(注9)にのぼった。当初農民連盟指導者は、この暗殺は農民とナイトゥンとの当事者間の争いや、タムポン計画の資金配分をめぐる争いに起因するものと考え、実際にもそのようなケースが多かった^(注10)。

ところが1975年7月に入って、チェンマイ、ラムプーン両県で、3日、11日、14日と農民連盟会員への暗殺が続き、20日ラムパーン県ハーンチャト郡農民連盟副委員長リアンが殺されると、NS

CTとタイ国農民連盟は、今まで1件も農民連盟活動家暗殺の犯人が逮捕されておらず、連続暗殺の背後には政治目的があるとして、7月26日、政府に農民連盟会員に保護を与えるとともに、犯人を逮捕するよう要求した。しかしこの要求に挑戦するかのように、7月31日インター北タイ農民連盟委員長が自宅で暗殺され、さらに8月3日警察によって、ラムプーン県農民連盟委員長ポンマーや副委員長インカムなど8名の農民と1名の支援学生の計9名が、①1975年5月12日にラムプーン県メーターノー郡メーワ鉱山の排水による作物被害をなくすため同鉱山を開鎖させようとして鉱山幹部を監禁し騒乱を起した罪、②同6月6日メーターノー郡の保安林地区の農民占有地で森林局が植林したチーク苗木を引抜いて燃やした罪で逮捕され、6日直ちに起訴された。

これに対しNSTは、①9名の即時無条件釈放、②農民暗殺犯の1ヵ月内逮捕を要求し、8月6日より全国の大学生が続々とストに入った。タマサート大学内では1万人にのぼる学生の集会が開かれ、これは8月14日に9名が釈放され、15日同大学に現われるまで続けられた。しかし両事件とも、農民連盟幹部にかかわる事件にもかかわらず、タマサートの集会には農民連盟会員の参加はみられず^(注11)、地方でもチェンマイ、ウボン^(注12)以外では抗議集会は開かれなかった。これはすでに農民連盟運動がその実体を失ないつつあることを印象づけた。

2. 武装闘争路線

このような状況下で、農民指導者の一部にも学生活動家に浸透してきた武装路線が影響力をもちはじめた。

タイ国農民連盟委員長チャイ・ワントラクーンは、1975年8月初「権力者による農民の奴隸化に

抗し我々は土地所有権と正義のために死ぬ。血は血で洗わなければならない。森に入って革命の達成を待つ」(注13)と宣して姿を消した。中部タイ農民で所有権回復闘争の闘士チャイは、タイ共産党のイデオロギーを理解してというよりも暗殺から逃れるためタイ共産党の解放区に入ったという色彩が濃い。これに対し地主との闘争を続けてきた北部の農民指導者には、階級闘争のイデオロギーはより容易に理解されやすかった。

北タイでは農民闘争開始後まもなくして学活動家は農民に共産主義イデオロギーの宣伝を始めた。1974年11月にはメーテン郡で中国大陆の農民生活のスライドを農民に見せ物議をかもした(注14)。

1975年5月以後に北タイ農民連盟名で出版された『立上り闘え』は、「農民は労働者階級と強固に同盟し、その他の被抑圧階級と団結し、人民の党の指導の下に農民の当面の要求である封建的搾取を廃絶する闘争を行なうとともに、独立民主闘争に参加し、アメリカ帝国主義を追放し、ファシズム独裁売国政府を打倒し、眞の人民政府を樹立しなければならない」(注15)と宣言するまでになった。

まだ政治党派を一切支持しないと明記したタイ国農民連盟の規約にもかかわらず、1975年6月29日に実施されたチェンマイ補欠選挙では、北タイ農民連盟は「社会主義が唯一の農民問題解決策」と主張するタイ社会党のブンサノーン書記長を支持した(注16)。またタイ社会党側はチェンマイ盆地の農民の組織化に力を入れ、ブンゼン・ウォートーンら幹部が農村で講演会を開いたが、これは地方有力者が動員した村民に妨害された(注17)。

暗殺されたインター委員長(注18)は、「タイ農民」(Chawna Thai)という新聞を発刊し始めていたが、

その2号で「農民闘争の経験が搾取者=地主的ナーアイトウンと被搾取者=貧農との間の闘争では暴力が避けられないことを示している。農民は暴力を好む者ではないがこのような圧迫された状況下でどうしてこれ以上耐えることができようか」(75年7月20日)(注19)と述べている。このように北タイでは、75年半ば以後農民連盟指導者の中に共産主義イデオロギーと武闘路線が浸透していった。これがインター暗殺後北タイ農民連盟委員長になったシートン・ヨートカンターが、10.6クーデタ後タイ共産党の武装闘争に参加する背景となるのである。

3. チャムラット執行部

1975年11月27日、21県から代表50人が集まり、タイ国農民連盟の新執行部が選出された(注20)。姿を消したチャイに替りインテリ受けするチャムラット・ムアンヤーム(ラヨーン県)が新委員長に選ばれ、シートン(チェンマイ)、カムロート・タニー(チャイヤプームのダム建設反対運動指導者)などが副委員長に選ばれた。一方、チャイとともに農民運動の中心であったウイチャイは役職からはずされ、12月にはナワポンに買収されていたことが暴露され追放された(注21)。このように農民連盟の中心的指導者チャイやウイチャイが、結成後1年で姿を消し、中部タイ以外の地域を中心とする新執行部が成立したことは、中部タイの運動の衰退を反映していた。チャムラット新委員長は「農民連盟は43県に広がり会員は5万人」(注22)と述べたが、運動の実体があるのはチェンマイ盆地とダム建設に反対するいくつかの地点のみであった。

チャムラット執行部は、サワーイNSCT副書記長(経済担当)(注23)を顧問とし、3者連帯の枠内で活動した。1976年1月ククリット内閣が生産者米価保証政策に着手すると、これが消費者米価値上と

連動していたので、タイ国農民連盟は労働者との連帯を理由にククリットの政策に反対した^(注24)。

1976年4月にセーニー民主党内閣が成立すると、4月26日、チャムラット執行部は前年4月にククリット内閣に出したのとほとんど同一の要求を出し、5月26日に回答を求めたが全く無視された^(注25)。

残された地方での農民連盟の活動への弾圧も一層強化され、1976年1月3日ホイルアン貯水池建設反対の指導者であるウドン県農民連盟委員会幹部全員が凶器集合と共産主義者の容疑で逮捕され、5月9日にはシートンの娘を含む北タイ学生センターの活動家と農民の計6人が逮捕された。

政府内部からも大学生、高校生の中にタイ共産党が浸透しつつあることが公然と指摘されるようになり^(注26)、NSCTが農民援助に派遣した「故郷に帰る計画」（1976年3月27日～4月4日）、「第2次“農村に知識を”計画」（1976年5月10日～5月30日）の学生が、ナワポンや村民スカウトに追い返されることが多くなった^(注27)。

また、1976年2月18日アムレートNSCT委員の暗殺、2月28日プンサノーン社会党書記長の暗殺と続き、社会主义指導者の多くが地下に潜行した。そして、最後まで残った都市の学生勢力も10月6日の統治改革団のクーデタによって一掃された。

4. 10.6統治改革以後

国家統治改革団は命令第22号（1976年10月13日）で社会的危険人物の逮捕拘禁を命じた。これにより生残ったチャムラット・タイ国農民連盟委員長、カムロート副委員長など農民連盟幹部は逮捕された。1979年8月9日同令廃止法が施行されるまでこの命令で1万1783人が逮捕された^(注28)。この命令により何人の農民指導者が逮捕されたかは不明

であるが、1976年10月24日～26日の間に社会的危険人物として逮捕された者490人中、政治犯と思われるのは142人、29%である^(注29)。

一方シートン^(注30)は逮捕を逃れ、タイ共産党の武装闘争に参加した。北タイにおける共産主義イデオロギーの宣伝によって、彼は10.6クーデタ前よりタイ共産党に近い立場にあったと推測されるが、1977年3月19日タイ共産党の「タイ人民の声放送」より彼は農民連盟の会員に武闘参加をよびかける声明を発表し、1977年9月28日には共産党、社会党、大衆組織代表により結成された愛国民主勢力調整委員会の委員に就任した。

チャムラット、カムロートは1977年半ば以後釈放された。しかしカムロートはチャイヤプームの実家で1978年7月5日何者かに暗殺された。チャムラットは釈放後大学教師などが主催するセミナーに度々参加し、『タイ農民の道』^(注31)などを著述し、新たな闘争を考えていたが、1979年7月21日ラヨーンの実家で暗殺された^(注32)。最後まで残った農民連盟幹部の連続暗殺の背後には、農民指導者を除去しようとする運動が依然存在すると指摘されている^(注33)。

このように1976年の10.6クーデタ以後1979年にいたるまで、土地問題をめぐる組織的農民運動は禁止されているが、農民は再び訴願によって土地問題の解決を試みている。10.6クーデタ以後の1年間に内務省が受理した訴願は3423件であるが、このうち土地の騙取、土地の分配、権利証の交付など土地関係の訴願は734件に達している^(注34)。また1978年に入ても6月半ばまでに訴願委員会に正式に訴願された全件数は270件であるが、法律面の援助を求めるものは5460件の多さに達している^(注35)。また首相官邸で直接首相に訴願する者も増大している^(注36)。

(注1) この徹底のため5月15日首相は中部北部知事会議、5月17日東北タイ知事会議を召集した(*Khonkaen*, 1975年5月21~30日号)。

(注2) この間の政府の農業政策は『タイ年次経済報告』(1975年版~1978年版 アジア経済研究所)に詳しい。

(注3) *Thai Nikon*, 1979年7月23日号のリタナムのインタビュー。

(注4) *Sayam Rat*, 1975年5月28日, *Prachathipatai*, 1975年3月28日。

(注5) *Prachachat*, 1976年6月23日。

(注6) *Sayam Rat*, 1976年7月21日。

(注7) *Prachathipatai*, 1975年5月3日。ドーカット郡農民連盟委員長であり部落長であったシートンは「郡長が村長・部落長会議で農民連盟は共産主義者が作ったものであるから村内で集会を開かせないようにと指示した。」ことを出席した部落長から聞いた。

(注8) *Caturat*, 1975年8月26日号, p.15。

(注9) 参考文献[4] pp. 59-62および*Prachathipatai*, 1975年8月3日。

(注10) 参考文献[10] pp. 133-153は北タイの18件の農民暗殺事件を調査しているが、タムボン計画資金をめぐる争いに起因するケースを多数あげている。なお参考文献[6]はこの資金をめぐる村内の2派の対立をテーマとした実録的小説である。

(注11) *Sayam Rat*, 1975年8月13日, ウィチャイは農民は忙しくて参加できないと述べている。

(注12) ウポン県農民連盟委員会は東北タイ人民連合戦線27グループの一つとし参加(*Athipat*, 1975年8月11~14日号)。

(注13) *Athipat*, 1975年8月15~18日。チャイが殺された女子労働者の葬儀の場で8月3日脱み上げた。なおチャイの消息はこの後全く不明である(*Thai Nikon*, 1979年8月6日)。

(注14) *Prachathipatai*, 1974年11月15日。

(注15) 参考文献[9] p. 10.

(注16) 初当農民連盟の数万の会員を基礎にブンサノーンは当確と予想されたが(*Caturat*, 1975年7月22日号), 他候補や行政当局の猛烈な妨害を受け7461票, 8.2%の得票にとどまった。

(注17) 6月14日, 小学校教師, 農民連盟などが開いたハーンドン郡のセミナーにブンゼンらが出席

したが数千人の村民に取囲まれ, 乗用車が焼かれた(*Thin Thai*, 1975年6月18日)。なおブンゼンは10.6クーデタ後武装闘争の有力な指導者。

(注18) インターは小作農であったが, 負債が累積して自作地を売却, 小商売などもやって生計, 妻は郡保健所の保健婦。部落長を農民連盟運動前まで続けていた。

(注19) 参考文献[8] pp. 109-110。

(注20) *Caturat*, 1975年12月9日。

(注21) *Athipat*, 1975年12月26~29日。

(注22) *Ibid.*, 1975年11月28~12月1日。

(注23) サワーイは10.6クーデタ後武装闘争に参加。

(注24) 詳しくは「タイ年次経済報告」(1978年版) pp.89-128の米価政策の章参照。

(注25) *Prachachat*, 1976年4月27日, *Athipat*, 1976年5月28~31日。

(注26) *Sayam Rat*, 1976年2月16日。

(注27) *Athipat*, 1976年5月11~13日, *Prachachat*, 1976年3月28日, 4月19日。またシートンは農民の方も役人に目をつけられるのを恐れて学生を受け入れることができなくなったと言っている(週刊 *Prachachat*, 1976年6月24日号)。

(注28) *Matichon*, 1979年8月2日。

(注29) *Sayam Rat*, 1976年10月29日。

(注30) シートンは小作農であったが32歳の時自作地を売却。その後チェンマイ大学の守衛などをやった。18歳の時から部落長を務める(参考文献[10] pp. 154-156)。

(注31) 参考文献[8]。

(注32) *Sayam Rat*, 1979年8月6日。2月のチャムラットのインタビューを掲載。

(注33) *Matichon*, 1979年8月10日 チュラロンコン大政治経済学グループの分析。

(注34) *Sayam Rat*, 1977年10月9日。

(注35) *Ibid.*, 1978年6月19日。

(注36) *Ibid.*, 1978年8月17日付社説は、あまりにも多い首相への訴願に首相という地位は人民の苦しみを聞き国土から一切の不正(Mai pen Tham)を排除するためにあるのだろうかと疑問を呈している。なお石井雄著『上座部仏教の政治社会学』(創文社 1975年 77~83ページ)は「国王は正法により統治することで支配を正当化する。」と述べているが、農民が不

正(Mai pen Tham)の存在を理由として統治者（必ずしも国王ではないが）に訴願してくることは農民自身が統治者を正法(Tham)の実現者として依然認識していることを示している。

VII む す び

本稿は、土地問題をめぐるタイ農民のタイ政治システムへの関与が、1970年代において二つの形で現われたことを明らかにした。その一つは中部タイの没落中農の運動に代表される立法司法行政の3機能を兼ねた全権の統治者への訴願として現われ、他の一つは北タイの小作農雇農の現タイ政治システムを否認した共産主義運動への指向として現われた。

中部タイ没落中農の旧所有地回復運動は、「人民を見捨てない」革命団への願訴によって開始され、KTPさらに学生革命後のNSCTを「寄る辺」として展開された。彼らの要求は、「不正」(Mai pen Tham)に悪徳ナーイトウンに奪われた旧所有地の回復であった。統治者や影響力絶大な学生集団が、その要求に同情的姿勢を示したことは、彼らの期待を一層増大させ、「不正」の意味する範囲も拡大した。しかしこの「不正」は現行法の枠内では救済できるものではなく訴願農民は統治者の立法司法権力による解決を期待し激しい圧力活動を行なった。この手段として中部タイ農民指導者が「国民証返還」と「国王直訴」を唱えたことは、不完全な民主意識と権力者を「寄る辺」とする伝統的意識との間で揺れ動く彼らの政治意識を反映していた。

訴願農民のみの圧力活動は効なく、支援学生によって全国の別個の要求をもった運動が連携され、タイ国農民連盟と称した。中部タイの訴願農

民を主力とする農民連盟は、社会主義派の学生、労働者団体とともに「3者連帯」勢力を結成して、最後の圧力を加えた。しかし新憲法により全権の統治者の地位から行政府の長の地位に降下した総選挙後の首相に対しては、政党派との関係を拒み議会に足場のない中部タイ農民の圧力は無力であった。

このように中部タイ農民の旧所有地回復運動は、学生を寄る辺とし統治者の権力による救済を求めて続けた。運動の成員は土地紛争を原因として訴願した者に限られ、より一般的な土地政策を掲げて会員を増加させたり、政治党派を支援したり結成する動きは見られなかった。また支援学生の思惑に反し、中部農民に社会主義イデオロギーは受容されなかった。そしてこの運動のエネルギーは寄る辺と頼む学生勢力が学生革命直後の力を失ない、また支援学生が社会主義派に替り右派勢力からの攻撃が強まると簡単に消滅した。しかし土地関係の訴願自体は集団圧力というスタイルはとらなくなったものの、その後も続き、統治改革以後再び強力な統治者を迎え活発化している。

他方、北タイのチェンマイ盆地の小作料引下運動は、小作料規制法の施行を獲得し、さらに多数の小作農を巻き込んで拡大した。小作料自体が小作農と地主との力関係によって決定されるため、小作農の団結は強固となり、地主との農村内部での闘争が激化した。ここでは社会主義派の学生が宣伝する階級闘争のイデオロギーの受容は比較的容易であり、小作料闘争で一定の成果をあげると、農民の当面の要求である「封建的搾取」を廃絶するための土地改革要求が続けられた。統治改革後ここからはタイ共産党の武装闘争に参加する農民指導者が出現した。

〔参考文献〕

(全てタイ語)

1. 新聞

- (1) パンコクで発行されたもの。

Athipat, 1975. 6-1976. 10.

Khaw Phanit, 1971. 11-1979. 9.

Matichon, 1978. 5-1979. 9.

Prachathipatai, 1973. 10-1976. 10.

Prachachat, 1975. 5-1976. 6.

Sayam Rat, 1971. 11-1979. 9.

- (2) 地方で発行されたもの。

Khonkaen, 1974. 8-1978. 7.

Thin Thai (Chiang Mai), 1973. 10-1975. 8.

2. 雑誌(週刊誌)

Caturat, 1975. 7/22-1976. 10/5.

Lok Mai & Matuphum, 1978. 7/5-1979. 10/10.

週刊 *Prachachat*, 1973. 12/1-1976. 10/14.

Thai Nikon, 1977. 10/21-1979. 10/1.

3. 単行本

- (1) Wat Wanlayangkul, *Tambol Chomakok* (チオーマコーク村), 1976.
- (2) Bunpluk Suanphong, *Namta Chaewna* (農民の涙), 1976.
- (3) Carat Canthalak, *Saphap kankotkhi-khutrit Chaewna chawrai Thai* (タイ農民の抑圧と搾取の実態), 1975.
- (4) Klum Bandit Phathana, *Aek* (くびき), 1975.
- (5) Klum Prasangan Sasana phya Sangkhom, *Ramlyk thyng Camras Muangyam* (チャムラット・ムアンヤーム追悼), 1979.
- (6) Nimit Phumthawon, *Krasuang Klang Klangna* (田んぼの中の大蔵省), 1976.
- (7) Ongkan Naksyksa Mahawithayalai Thammasat, *Wan Mahapiti* (大歓喜の日), 1973.
- (8) Pricha & Camras, *Thangdern khong Chaewna Thai* (タイ農民の道), 1978.
- (9) Sahaphan Chawna-chawrai phak Nya, *Luk Khyn Su* (立上り闘え), 1975.
- (10) Thanes Aphonsuwan, *Sangkhom le Kanmuang Thai* (タイの社会と政治), 1978.

4. 論文

- (11) Matuphum, *Senthang cak Adit thyng Pach-*

uban: Kantosu ancebpuat khong Chawrai-chawnaThai (過去から現在へ: タイ農民の痛苦の戦い), 1979.

- (12) Prasit Prakhongsri, *Phonsamryt nai kankakhai Panha khong Rattaban to Khoriakrong khong Chaewna-chawrai* (農民の要求に対する政府の問題解決の成果), 1976.

〔追記〕 本稿はアジア経済研究所の梶田勝氏、野中耕一氏にコメントを頂いた。また安田信之氏からは法律面の教示を受けた。ここに感謝の意を表します。

(アジア経済研究所調査研究部)